

### 第3回定例会会議録

平成18年 9月12日(火)

開 議 午前10時00分

○議長(土屋 実君) おはようございます。

これより、休会中の本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。

柳澤 治議員、所用のため遅刻する旨の届出がありました。

理事者側では人権政策課長、病欠のため、係長が代理出席いたします。ほかは全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

- - - 日程第1 一般質問 - - -

○議長(土屋 実君) 日程に従いまして、これより一般通告質問を続行いたします。

頁	通告番号	氏 名	件 名
135	5	柳 澤 嘉 勝	町内の道路整備進行状況は
146	6	市 村 千恵子	町民のさまざまな負担増の実態は

順次発言を許可いたします。

通告5番、柳澤嘉勝議員の質問を許可いたします。

柳澤嘉勝君。

(6番 柳澤嘉勝君 登壇)

○6番(柳澤嘉勝君) みなさん、おはようございます。

議席番号6番、柳澤嘉勝です。

私は、御代田町の道路行政について、また、町民の懸案であります道路の整備進行状態について、お尋ねをいたします。

この議会の初日、招集あいさつで町長が述べられましたが、今年は町制施行50周年にあたり、記念すべき節目の年であります。また、自立を決めて3年が経過しようとしていますが、第4次長期振興計画が策定され、執行の初年度にあたります。その意味から、この平成18年度が自律のまちづくりの元年に当たるのではないかと思います。

第4次長期振興計画に掲げました基本構想、基本計画を、着実に実行し、安心・安全な活力あるまちづくりを、町民の総力を結集して実現していく必要があると、強く思っております。

第4次長期振興計画の冒頭に、御代田町は2万人公園都市構想をうたっております。いま、日本中が構造的な少子高齢化社会に悩み、過疎化に苦しんでいる自治体が多い中で、人口を増やし、町の活力を生み出そうとする構想でありますから、近隣市町村はもとより、都会の人たちに御代田町に住んでみたいという魅力ある政策が必要だと思っております。

その魅力的なまちづくりの政策の中で、日常生活や生産活動にもっとも重要な役割を果たしているのが、基本的なインフラの中で住民要望ももっとも高い道路網の整備だと思います。

私が長期振興計画に記載してあります町の道路の整備状況を見ました。その状況は、国道の整備率100%であります。県道の整備率76%。これは佐久軽井沢線以下7路線ありますが、総延長距離2万3,426メートル、そして整備済みの距離1万7,821メートルであります。このデータは平成15年1月1日現在であります。

町道の整備状況はどうかといいますと、1級町道の整備率が57.6%、2級町道の整備率は何と23.1%であります。その他の町道の整備率28.0%。町道全体の整備率は30.9%であります。この町道の総延長距離がどのくらいかといいますと、21万4,238メートル。改良済みの距離が6万6,212メートルであります。そしていま申し上げたように、全体の町道の整備率は何と30.9%であります。

町長は日ごろ、基本的なインフラ整備はほぼ完了した、これからはハードよりもソフトの充実だと言っておられますが、このデータを見る限り、決して自慢できるレベルではないと思います。私も町道の整備率は50%を優に超えていると予測しておりましたが、その低さに驚きました。多分、議員の皆さんも、また大勢の町民の皆さんも、そんなレベルだったのかと驚かれるのではないかと考えています。このデータは平成16年4月1日現在のものですので、私が指摘した整備率に間違いがないかどうか、まず担当課長の確認を願います。

そしてまた、データ期間から2年間が経過していますので、平成18年度現在、この整備率は上がっていると思いますので、最新のデータがありましたら、お答えをいただきたいと思います。

○議長（土屋 実君） 産業建設課長 武者建一郎君。

（産業建設課長 武者建一郎君 登壇）

○産業建設課長（武者建一郎君） それではデータのなものを説明申し上げます。

町道につきましては、平成18年4月1日現在の数値を算出しております。

総延長21万5,899メートル、改良済み延長は10万1,710メートルとなっております。県につきましては、平成17年1月1日現在のものが最新でございます、76%の整備率でございます。以上です。

いま、柳澤議員にデータのなこととそれからいまの町道の整備についての状況を質問されたわけですが、それに対してお答えを申し上げます。

長期振興計画に記載されております数値についてでございますが、県道の整備率は昭和46年3月31日以前に改築された道路は、旧道路構造令に適合させているために、幅員が4メートル以上で改良済みとしております。整備率は高めに推移する傾向にあります。

一方、町道につきましては、1・2級は5.5メートル以上、その他町道は3.5メートル以上を改良済みとしております。一概には比較できませんので、ご理解をいただきたいと思います。

1級町道の整備率でございますが、59.4%。2級町道の整備率は23.1%、その他町道の整備率は47.1%であります。町道の合計の整備率は、47.1%であります。先ほど申しましたが、実延長は21万5,899メートル、改良済み延長が10万1,710メートルとなっております。しかし、町道の認定路線につきましては、国・県道とは違い、幅員2.5メートル未満の自動車交通不能な生活道路、これが7万6,098メートルございます。さらには農林道のような路線がたくさん占めていることから、整備率は低くなってまいります。そこで、1級町道を主とする幹線道路として位置づけられている町道について算出してみますと、17路線、2万5,446メートルありまして、整備済み延長は1万9,838メートルとなっております。率にいたしますと、78.0%でございます。これは幹線網的観点から

見れば、整備の効果は十分窺えるものであると確信しております。また、近隣市町村からも道路について、整備については高く評価されているということでございます。以上です。

○議長（土屋 実君） 柳澤嘉勝君。

○6番（柳澤嘉勝君） いま、担当課長から回答をいただきましたけれども、先ほど申し上げた30.9%がトータルで47.1%に整備率が上がっているというのは、この2年間、町で随分こう道路の整備に力を入れられたということで、高く評価いたします。特に幹線道路の整備率は78%ということですので、その点については町民の皆さんもこのいまの答弁をしっかりとご理解いただいて、これから先々、更に進行を進めていただきたいと思いますと思っております。

次に、通勤・通学や生活活動の日常生活に直結した道路でありながら、長い期間整備が完了していない路線について、お尋ねいたします。

まず初めに、県道借宿小諸線の児玉区内の整備が、このところ部分的に進められてきておりますけれども、まだ完全ではありません。この未整備の部分の整備計画について、どのようになっているかお尋ねいたします。

○議長（土屋 実君） 産業建設課長。

○産業建設課長（武者建一郎君） それではお答えいたします。

県道借宿小諸線の児玉区内の一部が改良済みであるが、未整備部分の見通しについてということでございます。

県道借宿小諸線の児玉区内につきましては、佐久製菓さんまでの改良はほぼ完了しております。そこからふるさと農道交差点につきましては、一部をバイパス化させて、北側、いまの現道より北側にバイパス化させて、住宅にかからないような整備をいたします。

今年度は、用地買収をし、平成21年度完成の予定で進めていただいております。以上でございます。

○議長（土屋 実君） 柳澤嘉勝君。

○6番（柳澤嘉勝君） ただいま答弁いただきましたが、平成21年度までに完成するという答弁ですので、これを是非、この答弁をまた延長することなく実行していただきたいと思います。

とにかくこの道路は、南小学校の通学児童や大林工業団地の通勤者を含め、町内でも通行量が多いため幹線道路であります。南小学校開校以来、安全通学を願ってPTAからも、また大勢の議員さんからも何度も一般質問をはじめ強い要望をし続けてきている案件であります。30年以上にわたって地元区、児玉区の皆さんはもとより、関係者が切望している事業でありますので、いま答弁いただきましたように、期限をしっかりと守っていただいて、平成21年度までに完全に安心して安全に通勤・通学ができる道路の整備を完了をしていただきたいと思います、強く要請をしておきます。

次に、都市計画路線、平和台線の道路改良計画図にて、町の計画をお聞かせください。

○議長（土屋 実君） 産業建設課長。

○産業建設課長（武者建一郎君） それではお答えいたします。都市計画街路平和台線の道路改良計画についてでございます。都市計画街路平和台線の整備につきましては、今後、計画どおり実施するにはほとんど新設改良となるため、膨大な経費を必要とすることから、既存道路の代替路活用などを含め、検討をしております。

今後、中学校建て替え計画の際に、排水路を含め一部拡幅改良ができないものかを検討してまいります。以上でございます。

○議長（土屋 実君） 柳澤嘉勝君。

○6番（柳澤嘉勝君） 中学校建設計画の見直しということにいま答弁いただきましたけれども、時期

的にはいつごろになるか、時期をはっきりと答弁願います。

○議長（土屋 実君） 産業建設課長。

○産業建設課長（武者建一郎君） 中学校の外構整備も兼ねてでございますものですから、中学校の完了、最終年度ということになると思います。以上です。

○議長（土屋 実君） 柳澤嘉勝君。

○6番（柳澤嘉勝君） いまの見直しの答弁をいただきましたけれども、この道路は、平成18年度のデータですが、計画が、実はその道路、都市計画街路計画、ですから、昭和44年に決定された道路でありまして、いまから実に37年も前のこととなりますが、延長1,200メートル。それに対して整備済みが553メートルであります。整備率が44%、先ほどの児玉区の道路と同様に、ここも生活密着道路であります。平和台の中心部の小川屋酒店さんから中学校までの間、一番学童児童が頻繁に通行する道路であります。

今年、6月の中旬ですが、U字溝に車が脱輪しまして、その車は大破、運転者も怪我をしたというふうな、本当に危ない状況が続いておりまして、地元の区長からも担当課長にも強い要請があって、いまそのむき出しのU字溝の部分、修理に取りかかっていたいておりますが、とにかくいま申し上げましたように、子どもたちが本当に頻繁に通学する道路でありまして、大変危険な状況がいつも背中合わせで危険な状況がそこに存在しているということでもありますので、とにかく早い時期に抜本的な改良に取り組んでいただきたいと思うのであります。

いま、担当課長からご答弁いただきましたけれども、とにかく一端のむき出しのU字溝等々、いま修理をいただいております。特に一部分、その通勤者を保護する防護柵ですね、そんなところがない部分がありまして、大変危険な状況で、しかも住宅密集地ということでもありますので、この状況を十分理解していただいていると思いますが、とにかく危険な状況を排除するというか、そこをとにかく改良だけは進めていただきたいと、このように要望しておきます。

3番目ですが、これは町道ですが、児玉荒町線の整備について、この状況、どうなっているかをお聞かせください。カリン道路から旧中山道までは片側歩道付きでしっかりした整備がされました。まだしかしそれから東に児玉地区までにわたって70%近くが未整備の状態であります。特に平和台区内の県営住宅と、それから町営住宅団地がありますが、その団地側のここも蓋のないU字溝が施設されておりまして、年間に数台の車が脱輪させる事故が発生しています。町民の希望は早急に整備してほしいという強い要望があります。この計画についてどのようになっているかご答弁をお願いいたします。

○議長（土屋 実君） 産業建設課長。

○産業建設課長（武者建一郎君） お答えいたします。

児玉荒町線の整備計画につきましてでございますが、平和台町営住宅の今後について方針が決定すれば、住宅側に用地を確保し、県営住宅の南側に用地がありますので、その法線に沿って改良を計画していきます。以上でございます。

○議長（土屋 実君） 柳澤嘉勝君。

○6番（柳澤嘉勝君） いま、考え方の答弁をいただきました。時期はどのくらいになるか、その時期の目処をしっかりとここでご答弁ください。

○議長（土屋 実君） 産業建設課長。

○産業建設課長（武者建一郎君） 確定ではございませんが、今後10年くらいの間で整備をしていきたいと思っております。

○議長（土屋 実君） 柳澤嘉勝君。

○6番(柳澤嘉勝君) 10年というのは、大変気の長くなる期間でありまして、ただここはひとつ、先ほども言いましたが、むき出しのU字溝ですね。そして現実的に、年間数台にわたって脱輪事故を起こして、車を破損させたり、ここもやはり子どもたちの通学道路でありましたり、とにかく生活密着道路ですから、お年寄りの方も非常に頻繁に通行する道路です。狭い道路ですので、とにかくその除け違いがなかなかこう難しく、とにかく一部U字溝ではなくて、V字溝みたいな形で車が脱輪しない改良がなされています。そういう暫定的にも危険防止策、まず危険防止策をこれは早急にとっていただきたい。10年がかりで完全な整備というのは、いま、大変町の財政状況も厳しいですから、すべての道路を一度に整備していくということは、これは予算からもなかなか難しいことは承知しています。しかし、暫定処置で危険防止策をとにかくとっていただきたい、このことについて、検討していただいて、早急を実施していただきたいと思いますので、改めてご答弁をいただきたいと思います。

○議長(土屋 実君) 産業建設課長。

○産業建設課長(武者建一郎君) お答えいたします。

平和台の住宅側についているU字溝につきましては、この間現地確認をいたしまして、U字溝も傷んでいるということなものですから、今年の予算でL型ガッターに付けかえるように計画をしております。以上です。

○議長(土屋 実君) 柳澤嘉勝君。

○6番(柳澤嘉勝君) はい、ただいまの課長の答弁については、平和台区民の皆さんも大変安心しておられると思います。是非、いまご答弁いただきましたように早急に危険防止策を講じていただきますようお願いをいたします。

それでは、次の4件目の質問をいたします。

いま、しなの鉄道が御代田町のど真ん中を走っています。そのために町内の南北の交流や活性化が妨げの一因になっている、前からそのように言われております。そしてまた、以前から、大林線から東台、西軽井沢に抜けるしなの鉄道のガードがありますが、この拡張が強く期待されていた、またいるところでもあります。

仕様面で実現は大変難しいというふうな話も聞いています。けれども、町内の交流やあるいは活性化を隈なく高めていく、このために町としての代案を含め、その計画があるかどうか、ここをお聞かせください。

○議長(土屋 実君) 産業建設課長。

○産業建設課長(武者建一郎君) お答えいたします。

しなの鉄道が南北の町内の活性化を妨げているということでございます。

まちづくり交付金事業を導入するため、今年度調査のための委託費が予算化されております。近く、発注の計画ですが、道路を含めた全体のまちづくりのための基礎調査費であります。その中で最良の方策を検討してまいりたいと思います。

○議長(土屋 実君) 柳澤嘉勝君。

○6番(柳澤嘉勝君) それで、いま課長のご答弁をいただきましたけれども、検討していただくということですので、是非、その時点でまたこれから新しい21世紀のまちづくり、自立した町が本当に活性化できるような、交流が本当に楽にできるようないいまちづくりの設計を期待しておきたいと思えます。

では最後になりますが、最後に町長にお尋ねいたします。

御代田町の都市計画街路、これは昭和44年5月に、8路線が決定されています。これは計画決定さ

れています。既に37年前に決定された都市計画街路路線でございます。大林中央幹線とか、西軽井沢環状線等々、8路線が計画されているわけですが、この計画の延長距離が2万6,010メートルであります。そしてこれに対して、平成17年3月31日現在の整備率はどうかといいますと、7,596メートル、この整備率が29.2%であります。本当に先ほどの町道の話もありましたが、とにかく都市計画街路、これは町民の皆さんはもう必ず期間はかかっても必ずそれが実現できるのではないかと、そういうことで住宅の建設についてもきちんとここはゆくゆく道路ができるということで、そこを避けたり、少なくとも町民全体が不可侵な領域というふうな理解をしてきていると思っています。実にいま17年現在の整備率を見ますと、29.2%、これは道路の要するに計画が、その都市計画とは一体なんだろうかと、計画はしっかりありますが、これが実際に37年間かかりながら、29.2%というのは、計画はもう本当に『絵に描いた餅』そのもので、実際に実行する意志があつて、それをきちんと進めてきたかどうか、本当にこのデータを見る限り、疑問に思っています。第4次長期振興計画についても、この計画がずっと継続されているわけでありましたが、町長、ここは、町としてこの都市計画街路計画について、いままでどのようにこの整備を進めてき、そして今後、どのようにこれをまた進めていこうとしているのか、そこをお聞かせください。

○議長（土屋 実君） 町長、土屋 清君。

（町長 土屋 清君 登壇）

○町長（土屋 清君） お答えをいたします。

まず、柳澤議員から指摘をされました御代田町の都市計画街路の整備率、この関係についてお話をさせていただきたいと、このように思っております。

昭和44年に都市計画が策定されまして、今日まで37年間経っているわけでございます。その中で、私の中で唯一これから積極的に取り組んでいかなければならない道路と見ますと、いまお話のありました西軽井沢、この関係の1路線、そしてもう1点が、先ほど課長の方から答弁しました平和台の街路、この関係については、ひとつの中学校の建てかえとあわせて、これをどう位置づけるか検討をしてみたいと、こういうふうにも思っております。

そして、御代田町の都市計画街路の整備率でありますけれど、柳澤議員からは30%にもならないと、こういうお話であるわけでございますけれど、御代田町は街路の関係の中で、本来は見直しをきちっとしておければよかったわけですが、見直しをされないままになっている部分があります。

それは、やまゆりライン、本来の都市計画路線と現在の路線は違っているわけです。しかしながら、町としては代替路線はやまゆりラインであると、こういうふうにも位置づけております。そういった路線まで含めると、現在の整備率は51.5%、こういうふうにとらえているところでございます。

そしてまた、御代田町の都市計画というのは、道路だけが都市計画事業ではないわけでありまして。いま御代田町は現在、最重要施策として、下水道事業に取り組んでおります。現在まで若干数字的なものを申し上げてみたいと思っておりますけれど、この都市計画事業が始まって現在まで投入した経費がどのくらいになるか、総事業費で見ますと、平成2年から始まったこの下水道事業に、190億円強が投入されております。そして、その中で一般会計が投入されたのが26億2,000万円ほど、そして、都市計画税が投入されたのが16億3,000万円。このように多額な経費を投入をして、御代田町的生活環境の向上、そして環境整備に努力をしてきた、これもひとつ都市計画であると。こういうふうにとらえていただければありがたいかなと、こういうふうにも思うわけでありまして。中には、いままで苔も生えない、あるいは魚もいなくなってしまう、そういう河川の中に青苔が生える、魚が帰ってきた、こういう状況になったというのは、この下水道事業、都市計画事業を行った成果がここに出ているのではないかな

と、こういうふうに思っているところであります。しかしながら、この事業も平成22年完を目指して、積極的にその事業を推進しております。完成間近になってきたと、こういうふうに思っております。そういった現状から、今後はこの道路整備にも力を入れていく必要があるだろうと、こういうふうに思っております。

ただし、いつもよく申し上げるわけでありませうけれど、御代田町は従来から、この少子高齢社会、これは生産人口も減るだろう、財政も弱くなっていく、そういうことを見越した中で財政余力のあるうちに、このインフラ整備をしていこうということで、積極的にこの社会資本整備に力を注いだ、そういった経過もあるわけです。それが先ほど課長から答弁しましたように、近隣市町村から見ても御代田町の道路整備、環境整備は進んでいるなど、こういう評価を受ける要因になっているのではないかと、こういうふうに思っております。

しかしながら、ソフトばかりではやはり町の活力も殺されるだろう、こういうことの中で、苗畑の有効活用、あるいは去年は議員の皆さまにもご協力をいただいた工場誘致にも努めてきているところであります。今後はそういった面から、苗畑の有効活用、そしてまた中学校の建てかえにあわせて道路整備をどう考えるか、そういったものも真剣に考えていかなければならないかなと、こんなふうに思っております。

私は、議員の皆さまにも申し上げたことがあるかと思いますが、中学校の建てかえ事業は、ただ単に学校を建てる、ということではなくて、町の大きなまちづくりのひとつの一環であろうと、こういうふうに考えているわけでありませう。そういった面からも、このまちづくりの、まちづくりとしての大きな大事業、町の活力あるいは住民の皆さんの生活基盤、そういった面での向上につなげていければなど、こういうふうに考えているところでございませう。

いずれにしても、今後は先ほど申し上げましたように、下水道事業も大きく完成間近になってきたと、そういった面から、都市計画街路の整備にも力を注いでいかなければならない、こういうふうに考えております。

ちなみに都市計画街路、都市計画、昭和44年に計画をしたわけでありませうが、それから37年、非常に社会も変化しております。そういった面から、従来の計画がいいのか悪いのか、そういったものも含めて、計画を策定したこの検証をし、これからどうするか、こういった面で取り組んだ作業を進めた経過があります。その中で見ますと、この街路、すべてこの8路線、事業化した場合には、どのくらいの経費がかかるか試算したデータがあるわけでありませうけれど、概算でいきますと、183億5,000万円。大林中央幹線、これを計画どおり進めると、60億5,000万円。それから、西軽井沢環状線の関係については、これは見直しも含めた中で検討しなければならない要素も含んでおりますけれど、これが26億円ほど。こういうふうに、非常に多額の経費を要する事業であります。これらの関係を踏まえて、御代田町の財政状況を勘案しながら、慎重に検討してまいりたいと、こんなふうに考えております。以上です。

○議長（土屋 実君） 柳澤嘉勝君。

○6番（柳澤嘉勝君） 町長、ご答弁ありがとうございました。とにかく私がいま町から出ている統計書ですね、先ほど29.2%というデータが17年度あるわけですが、いま町長の答弁で51.5%ということですので、そのデータ上でも随分の数字の変わりがあります。これ、実際に町でこれはオフィシャルな資料として出ているわけですので、いま町長言われましたように、実際に町民としても29.2%の率と、それから51.5%の率の数字の違いをきちんと受けとめたときに、その評価の仕方、全然違って来るわけですから、この辺のところについてもこのデータで町民の皆さんに開示されているものですか

ら、正確な数字を掲載、新しい統計書には正確なデータを掲載していただければ、町民も安心できるのではないかと思います。

そしてまた、いま中学の建てかえ計画の基本的な考え方、町長の考え方はまちづくりだと。まさにそういうふうなことの取り組みであるとか、大林中央幹線あるいは西軽環状線、実際に町当局で計画街路の見直しを行って183億5,000万円の予算計上まで見直しをして、そういうことまできちんと検証して、それが町民のためにプライオリティを決めて、どれを優先するかというふうなことで町の財政をにらみながら、順位づけで着実に実行していくというふうな町長の考え方が、この一般質問で町民の皆さんにも本当に正しくご理解いただけた部分が多かったと思います。その意味で、いま御代田町は本当に活性化する大きな要素として、観光客をもっと増やそうじゃないかと、軽井沢に800万人も来ているんだけど、御代田町には20万人そこそこ、2%とか2.5%しか来ていない観光客を、是非100万人なり150万人なり、誘客しようというふうなことで、各種団体が本当にいまいろいろ知恵を出し合って、新しい自立したまちづくりを本当に活力ある形に実現していきたいという努力をしている最中であります。

そんな意味で、道路網の整備というのは、本当に観光客を誘致するについても重要な要素でありますので、是非、ただいま町長ご答弁いただきましたように、これからは必要な箇所を更に見直しをして、力を入れ、そして整備を推進していきたいというご答弁をいただきました。町長のお気持ちも私も本当によく理解できましたので、引き続き先ほど申し上げた個別な部分を含めまして、道路行政にお力を入れ、まちづくりの本当に基盤を更に強化をしていただきたい、このことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（土屋 実君） 以上で、通告5番、柳澤嘉勝議員の通告のすべてを終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午前10時48分）

（休憩）

（午前11時00分）

○議長（土屋 実君） 休憩前に引き続き、本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

議場内大変蒸し暑くなっておりますので、上着を脱ぐことを許可いたします。

通告6番、市村千恵子議員の質問を許可いたします。

市村千恵子君。

（7番 市村千恵子君 登壇）

○7番（市村千恵子君） 通告6番、市村千恵子です。

町民のさまざまな負担増の実態について、今回質問したいと思います。

国の税制改定により、収入や年金が増えないのに、非課税世帯から課税世帯になったり、また税額が増えることによってさまざまな連動して国保税や介護保険料、そして保育料などの負担増となって、住民の暮らしは大変厳しいものになっております。どれだけの町民にとってこの税制改定というものが負担増を招いているのか、その実態と影響について、お聞きしたいと思います。

2004年の通常国会で、公的年金等控除の縮小と老年者控除廃止が決められ、2005年の通常国会で、住民税の高齢者非課税措置が廃止されました。いずれも提案したのは自民・公明党が与党の小泉内閣であります。法案に賛成したのも自民・公明党でした。

実は政党として一番先に言い出したのは、公明党です。2003年11月の総選挙で年金問題が争点

になったとき、公明党は基礎年金の国庫負担引き上げの財源にするということで、所得税の定率減税の廃止と、年金増税を提案しました。選挙後、総選挙後、自民党も公明党に同調して、翌年の国会にこの増税法案というものが提出されたわけでありまして。しかし実際はどうでしょう。増税の方は公明党の公約どおりに実施されていますが、基礎年金の国庫負担の方は4,000億円しか増えていません。これは厚生労働省の予算資料の中ではっきりと出ている数字であります。与党内では、残りは消費税増税でという議論が強まっています。高齢者に負担、増税だけ被せて、年金財源の方は不安定のまま、これではやらずぶったくりもいいところでありまして。百年安心の年金が、聞いて呆れるではないでしょうか。

この増税の影響額ですが、公的年金と控除の縮小で423億円、老年者控除の廃止で1,003億円、高齢者の非課税限度額廃止で171億円、定率減税半減で、これは更に来年では全廃ですので、この半減では880億円です。総額5,477億円の大増税であります。影響を受ける人でありまして、非課税限度額廃止で100万人、公的年金と控除の縮小と老年者控除の廃止で400万人、合計500万人もの高齢者に影響が出るとの政府推計であります。

8月29日付の信濃毎日新聞等の報道がありました。6月から7月にかけて18年度の地方県民税のお知らせが配布されていたわけですがけれども、65歳以上の高齢者の地方住民税が6月から引き上げられました。これをもとに決められる国民健康保険税、国保であります。国保料や介護保険の保険料も増額されたため、お年寄りの嘆きと怒りが広がっている、さらには介護保険のサービスで認められていた減免措置から外れ、新たな負担に苦しむ人も出ているという信濃毎日新聞の報道がございました。

私達の方の赤旗の方では、もう6月の頃から、住民税が10倍にもなっているというような住民からの訴えがあって、各その自治体の窓口ですか、住民税の税の窓口ですとか国保税の窓口といえどもてんやわんやだというようなことがずっと報道されてましたが、信濃毎日新聞では8月29日にやはりこういった、県内でもそういったことが起きており、長野市、上田市では、間違いじゃないかという問い合わせが殺到して、大変てんやわんやしているというような報道がありました。

この点で御代田町では公布をしてから住民税が変わってから保険料とかのあれが出ていると思うんですが、御代田町の窓口ではどんな状況だったのでしょうか。

○議長（土屋 実君） 総務課長 土屋敏一君。

（総務課長 土屋敏一君 登壇）

○総務課長（土屋敏一君） 議員おっしゃられましたように、税制改正等ございまして、いままで非課税だった方が課税をされる、あるいは所得割等も増えるというようなことで、影響はございました。

そういった電話での照会、あるいは窓口でどうなっているんだということはございました。ただ、件数がどうだかというのは、細かく統計はとられておりませんが、そういった照会あるいは苦情というようなことはございました。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） やはり本当に今度の税制改正における影響というものは、非常に大きいもので、お年寄りの方から、私なんかもどの程度増えたということはわからないけれども、こんなに請求が来ちゃったという声を聞きました。そこで聞きしたいわけですがけれども、町内でどのくらいの方がこの税制改定によっての影響というものを受けたのか、その税の方からの実態ですか、是非ともこの控除による住民税の課税によって、またさらにはその介護保険料ですとか、国保税の方のものが、どの程度伸びているのか、その実態をお聞きしたいと思います。

○議長（土屋 実君） 総務課長。

○総務課長（土屋敏一君） それでは、個人住民税について、その影響額といえますか、申し上げます。

まず、定率減税の関係です。平成11年度から景気浮揚対策として、定率による減税が実施をされてきましたけれども、平成18年度、その減税額が2分の1に縮減をされました。所得割納税義務者約6,250人ほどが影響を受けまして、約2,600万円負担増となっています。

それから、高齢者の関係になりますけれども、65歳以上のうち、前年の所得金額が125万円以下の方に対する個人住民税の非課税措置の縮減・廃止、それから公的年金等控除額の見直しにあわせまして、高齢者控除、これを廃止するという改正が行われました。その影響額でありますけれども、非課税措置の縮減・廃止ということで、平成18年度分につきましては、税額の3分の2を減額するとして、翌年の19年には税額の3分の1、そして平成20年度には非課税措置を廃止するよということになっているわけでありませう。

それから、高齢者に該当するときは、48万円所得控除ができたわけでありませうが、これが18年度から廃止をされました。これらの改正に伴いまして、平成18年度に新たに住民税の均等割、納めることになった人が約300人、30万円の負担増ということで。

それから所得割が新たに発生した人、約200人。新たに所得割が発生した方がおられると。そして所得割納税義務者計600人の方が影響を受けるということで、約1,260万円負担増ということになっています。

それから、生計同一妻に対する個人住民税の均等割、この非課税措置を廃止をしていくという改正も、17年度から行われまして、17年度が2分の1、18年度がすべて課税するよというふうになってまいりました。対象者は約1,600人。平成10年度から見ますと、240万円負担増になるという計算になります。

それから国保の関係でありますけれども、国の税制改正に伴いまして、国保税への影響という部分でありますけれども、先ほど申しました公的年金控除が140万円から120万円というように20万円引き下げられました。平成18年度、まだ激減緩和措置が儲けられておりますけれども、この影響者は約500人、国保税額で約260万円負担増という計算になるというふうに試算をしております。以上です。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） 済みません、では保育料の関係もお願いします。

○議長（土屋 実君） こども課長 土屋洋一君。

（こども課長 土屋洋一君 登壇）

○こども課長（土屋洋一君） では、保育料についてお答え申し上げます。

17年度決算において、町の保育料運営経費に占める保護者負担の調定額については、9,490万5,300円、これ調定額でございます。前年度が8,112万3,900円でございますので、金額にして1,378万1,400円の増でありました。

これは単純比較でございますので、比較にはなりません。そこで、保育所運営経費に占める保護者負担の割合で見ますと、16年度が36%、17年度が40.1%でございますので、4.1%増加しております。この増加の要因は、保育料の改定、税制改正、保護者の所得の増減による階層区分の変化、未満児の増加によります。1人ひとりの保護者の当該年度と、前年度の所得を調査し、保育料の増加額を出したとしても、保育料の改定分、保護者所得の増減による階層区分の変化の分を考慮しなければ、税制改正による負担増は算出できません。加えて、16年度と17年度の保護者が同一でないこと、また、継続して入所している場合であっても、未満児から以上児に変わっているケースもあるので、現段階ではこれはすべてを勘案して算出することはできません。

税制改正による影響ということで、負担増になっていることは間違いのないわけでございますが、金額

についてはこのような理由から出すことができません。以上であります。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） いまは本当にこの税制改正によるさまざまな、高齢者のみならず、子育て世代にも大きく税制改定の影響といいますか、増税ですね、が行われたんだということが実感しているわけです。いま、お聞きした中でも、定率減税で2,600万円ですよ。そして老年者の影響ということで1,260万円、それに500万円、妻の部分と国保税の部分で240万円と260万円ですから、もう合わせますと4,160万円ですか。4,000万円強の影響が、税制改正によって、それから先ほどもその保育料というのも1,378万円、それにはさまざまな要因があるから税制改定による影響とは幾らというのは出せないということでしたけれども、もう4,100万円、4,200万円の大きなアップが、この税制改正によってあったということがいまはっきりしたわけです。

それで、この税制改定というのは、国保税とか保険料、介護保険料もそうなんですけれども、今度はその医療費とかのところにも70歳以上の人の場合は影響が出てくるわけです。税金がいままでかからなかった人が、課税所得者になってしまうことによって、さまざまな影響といいますか、あるんですが、今回、その医療費の負担というのも税制改悪と、医療制度そのものも改悪なんです、影響で、70歳以上の高齢者の中で8月1日からいままで1割負担だった医療費が、2倍の2割負担になり、更には10月からこれが3割負担へと、連続負担増になる人が生まれています。これはこちらの方であれですね、8月のやまゆり号で町の方から出されていますお知らせ、『やまゆり』ですけど、70歳以上の皆さまへということで、今回の公的年金等の見直しとかで税制改正が行われたことによって、所得区分の判定基準が見直されましたので、負担が変わる人がいますということで、変わる人には通知が出されているようなんですが、この医療費のそのいままで老人、高齢者は1割、現役世代ということで、2割納めていた方も、いま現在は何人かはいらっしゃるんだと思いますが、この2割、だからいままで一般の1割だった人が、この税制改正によってその現役並みの所得に上がる人もいます。更にはいま現役所得の人が更に今度はアップするというので、3割に、2割から3割になる人もいますという中で、行われる、なるんですけれども、これは『やまゆり』にも書いてありますが、その経過措置で2008年7月までは自己負担限度額が外来の場合、月1万2,000円に据え置かれ、超えた部分は後で払い戻されます、というふうにはあります。しかし、経過措置がなくなれば、いまと同じ量にかかったとしても、3倍の3割負担というふうになっていきます。

今回、連続負担増になる70歳以上の人たちであります、現役並みの所得といわれる人、通常いまはだから1割なんですけど、この税制改正によってかなり、先ほども総務課長がおっしゃっていたように、所得が課税所得が145万円以上になる人が増えてしまいました。この課税所得が145万円以上になる人は、もう現役並み所得とみなされるわけです。いままではこの現役並みの所得の収入、どちらかを見てあれするんですが、この現役並みとは住民税の課税所得が年間145万円以上、またはその年収が単身者では484万円以上、2人以上では621万円以上ということであったんですね。この課税所得と年収のどちらかがこの基準を下回っている場合は、1割負担でいいんだということだったんですが、この年収というのも6月に実施された、これが厚生労働省は、現役並みの年収基準というのも政令で見直ししてしまったんですね。ですから、前はその484万円ということであったんですけれども、それが単身者では383万円の101万円も年収を下げられてしまったんですよ、基準を。そして2人以上の世帯では621万円だったものがこの政令で変えられて、520万円の、101万円も引き下げられてしまったんです。ですから、かなり多くの人々が通常の1割から2割に現役並みの所得というふうな区分にされてしまったわけなんです、全国では79万人もこの対象となってしまったということな

んですけれども。

では実際、その『やまゆり』の、これに書いてあるように、通知されていない人は通常、いままでの1割ですけれども、通知した人は2割、3割になるんだよということですけど、何人の方に通知が出されたんでしょうか。

○議長（土屋 実君） 町民課長 南沢一人君。

（町民課長 南沢一人君 登壇）

○町民課長（南沢一人君） お答えします。

今回の国保の一部改正であります。先ほど市村議員が言いましたように、課税所得154万円以上以上で213万円未満、それから1人世帯で383万円以上で484万円未満、2人世帯で520万円以上で621万円未満という形ではありますが、これにつきましては、10月から3割という形になるわけではありますが、いま現在のご質問であります。町全体では負担増になる方は34名がいるわけで、一定以上の所得のある方があるわけですが、新たに今回、自己負担が3割になるという方は20名ほどおります。これによりまして、2割から3割、1割増えることによりまして、自己負担は約97万5,000円ほど増加するというふうに見込んでおります。以上であります。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） 済みません、いままでは2割負担だった人が34名いたけれども、新たに20名追加ということではよろしいですか。では新たにこの3割、10月から3割負担になる人が54名ということですね。いるということですね。その影響額というのは、この97万5,000円というのは、全体のこの50名のあれというふうにとってよろしいですか。

○議長（土屋 実君） 町民課長。

○町民課長（南沢一人君） 54名ではなくて、全体で34名であります。

○7番（市村千恵子君） あ、全体で34名。その影響額、97万円というのは。

○町民課長（南沢一人君） この1割負担増減することによって、自己負担が約97万円、全体ではあります。97万5,000円ほど自己負担が増えるというふうに見込んでおります。

○7番（市村千恵子君） 全体でね。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） 更には、この75歳以上のいまの老人医療にかかっている人たちでありますけれども、2008年4月からは新高齢者医療制度というのが始まる予定でもいるわけです。この75歳以上の全員が加入し、保険料は原則全員が払うようになるわけです。運営は都道府県内の市町村が参加する広域連合が担当するというふうになっております。いままでは世帯主の方が支払っていたわけです。ですから、うちのところに、うちで言えば両親がいるんですが、父が払ってればよかったのが、うちの母も75歳過ぎていますので、今度は母もとられるという、全員が、75歳以上の人は保険料をとられて、医療費も負担が更にどうなっていくのか未確定であります。どんどん負担増が推し進められてくるというような状況があります。

この間、その住民負担というものがかなり生活を圧迫している部分があるんですが、御代田の中で言えば、国保税では16年3月に13.6%もの税率引き上げで4,000万円の値上げがされました。そして、17年6月には2度目の昨年ですが23.8%の国保税の値上げで、7,000万円の負担増、総額でありますけれども、で、介護保険では今年の4月には31.4%の値上げで3,350万円の増額ですか、負担が増えたということになります。

保育料も値上げがされまして、496万円、500万円ほどの値上げがされました。

そして、これは先ほどの1,300万円の中に入っているんでしょうけれども、これだけの負担が増えていく中でこの税制改定によって、また新たなこの4,500万円近くの負担増というのは、本当に高齢者のみならず、町民の生活というものが本当に基盤から崩されていくのではないかなというふうに考えているところであります。

その中で、では御代田町の財政はというと、この17年度の決算の議案上程の中でもお話がございましたけれども、自律・協働のまちづくり推進計画に基づいて、その手数料・使用料が大幅に伸びていると。で、13年度と比較しても5,000万円弱の伸びがあったというような説明もありましたし、町長のあいさつにもありました。企画財政課長がおっしゃっていた、自主財源と依存財源のバランスで見ると、自主財源は前年度対比で6%増の57%で、逆に依存財源43%と、前年度より減少する結果となっている。過去の5年間で依存財源の割合がもっとも高かった14年度の35.6%対64.4%に比べ、大きく自主財源の割合が伸びており、平成15年以降、その傾向が強くなっている。これは合併をやめて自立をして、その自立推進計画に基づくさまざまなその手数料、自立推進計画に基づく見直しが行われたその使用料・手数料の増加によるものが1つの大きな要因になっているという説明もありました。

いかに本当にこの負担というものが強いのかということでもありますけれども、そのひとつ、国がやってきた部分でありますけれども、町として今回さまざまなこの負担の中で、それではじゃあ既存のその制度中でどういうもので減額というか、できるかなという部分では、障害者控除というのものも1つ、その高齢者の人たちに対して受けられる部分というのものもあるわけですが、この障害者の控除というのは、障害者手帳がなくても、65歳以上の市町村長が障害者に準じるというように認めれば受けられるということで、各場所によっては、そこの認定、身体障害者が要介護の認定を受けるときに障害者認定、認定にはなりませんね、身体障害者の何級に値するかということもお医者さんの介護認定の中に入ってくるという中で、障害者控除を受けられる、税の控除を受けられるように幅を広めている自治体というものもあるわけですが、いま現在、この御代田町は、所得者控除を受けられる対象というのは、どのようになっていますか。

○議長（土屋 実君） 町民課長。

○町民課長（南沢一人君） お答えします。

いま現在であります、該当者は約190名おります。特別で47名、一般で142名ということになっております。以上であります。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） それで、このですから190名というのは障害者手帳、それからあと障害者年金をいただいている方だけにいまは対応されているんでしょうか。

○議長（土屋 実君） 町民課長。

○町民課長（南沢一人君） そのとおりであります。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） 自治体によっては、障害者に準ずるということで介護認定なんかを認めているところもあるんですけど、町としてはその点はどのように考えていますか。

○議長（土屋 実君） 町民課長。

○町民課長（南沢一人君） お答えします。

障害の程度基準が3障害あるわけではありますが、3障害における手帳交付に準ずるということでありますので、手帳を交付も可能と思われるということでありまして、単にその税制上のメリットだけではなくて、手帳を交付することによって本人は国・県と団体において、年金、福祉サービス、それから医

療、交通、高速道路もそうですけれども、さまざまな面で恩典があってサービスを受けられるわけでありますので、できるだけ手帳交付をお願いしたいということであります。

また、町単独事業では、福祉医療で身障者手帳、県は3級までですけれども、町は4級までを実施しております。それから精神保健福祉サービス手帳で2級、3級も該当になっております。以上のことから、できる限りその手帳を交付されてそれで税制的な優遇措置を受けていただきたいというふうに考えております。以上であります。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） では、高齢者の部分についてというのは、どのように考えているのでしょうか。その介護認定、いまはだから障害者手帳を交付してもらっている人は受けられるわけですよ。そこもちょっと県の基準よりは広く障害者手帳を交付していると。障害者手帳を交付されている方は、その障害者控除というのが受けられるわけですよ。で、障害者年金を受けている人というの、そうですよね、障害者年金を受けている人も障害者控除は受けられているわけですよ。障害者と認められているわけだから。

ですが、介護保険でその障害者手帳もなく、障害者年金でもないんですけれども介護保険の中で、だから自治体によっては介護度1から5の認定を受けた人もこれに準ずるということで、障害者控除、税控除を受けられるということをやっている自治体もあるわけですが、その点はどうですか。

○議長（土屋 実君） 町民課長。

○町民課長（南沢一人君） 先ほどお答えしたとおりでありまして、町も平成15年、14年ですか、75歳以上の方の介護1から3、それから4から5を該当、特別、それから一般という形でやろうという形ではいたんでありますが、これにつきましては、介護保険につきましては、それぞれ軽減、当町ありましたよね。軽減があったということと、それから介護者については、介護者慰労金を出しているというようなこととありまして、そのうえで更に税の方の優遇措置を講じているのかというようなことの中で、当時、町としてはこれを見送ったということでありまして。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） 以前には、この点についても御代田町としては担当課とすればしっかりと検討して、やったけれど、その当時は介護慰労金とか出ていた部分、いまからそれはもう5～6年前の話ですよ。ですから、介護慰労金も自律・協働のまちづくりになって、どんどん削られて、介護慰労金も前は9万円あったものが、いまはどんどん減額されて、県の補助金もなくなって、いまはなくなってきていますね。それから介護慰労金、それから減免制度、利用料の減免制度なども行っておりましたので、その当時はそういった施策もあるので、今回はその税控除の方は見直そうということでありましたけれども、いま現在はその利用料の減免措置ももう介護保険での町単独の事業もなくなりました。それから介護慰労金ももう高齢者の部分についてはなくなっていきますね。

そういう中でやはり状況が5～6年前とは全く違ってきている。ましてや、こうした所得、年金も変わらないのに、どんどん税金が増えるという中で、やはりこの税控除という部分も所得者控除というのにも対応すべきではないかというふうに思うんですが、その点はいかがですか。

○議長（土屋 実君） 町民課長。

○町民課長（南沢一人君） いまのご質問であります、今後の検討課題という形の中で、やらせていただければというふうに思います。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） 是非、本当にこういう、もう国から押しつけられた税に対しては、納税者と

すれば、何も手の施しようもない、でもこうした自治体によっては、高齢者で介護を受けている人であっても、その所得者控除というものが、障害者控除ですか、というものも受けられるんだよということをやっているところもあります。あるわけですから、是非ともそういった手を差しのべていただきたいなというふうに思います。

次に移りますが、今回、先ほど新聞の報道のところで、介護保険のそのサービス、だから、税制改正によって、やはり所得が増えたことによって、介護保険の減免措置が受けられなくなってしまった、だからちょっと新聞の方には南信地方のことが書いてありました。介護保険の減免、対象から外されてその食費ですね、昨年10月から食費と居住費が上がったわけですね。自己負担になりました。そういう中で、減免制度というものがあったんですが、この税制改正によって所得が上がったことによって、外れてしまった、650円の食費が一気に1,600円にも上がったというような、跳ね上がった人もいるという報道もされているわけですが、御代田町でこうした影響を受けた人はいるのでしょうか。

○議長（土屋 実君） 町民課長。

○町民課長（南沢一人君） お答えします。

税制改正によりまして、65歳以上であります。第1号被保険者の方の介護保険が影響を受けるという方は、1から4までの段階が影響を受けております。

ちなみに、1というのは、住民税が非課税世帯の老年福祉年金受給者及び生活保護受給者です。それから2段階というのが、世帯全員が住民税非課税で、本人の所得金額が課税年金収入額の合計が80万円以下の者、それから3段階であります。世帯全員が住民税非課税で、第2段階に該当しない者。4段階として、本人が住民税非課税、これは世帯員が課税の場合もあります。5段階であります。本人が住民税課税、所得が200万円未満。6段階として本人が住民税課税、所得が200万円以上の方、これが1段階から6段階あるわけでありまして、その影響であります。一番受けまますのが1から4であります。4段階になった方でありまして、1段階から4段階になった者、この方が1人おります。これにつきましては、1段階が4になりますので、5万5,200円の額になるわけでありまして、激減緩和措置がとられまして、影響額については8,832円。それから2から4になった者、これが21人あります。これにつきましては、同じく5万5,200円でありまして、激減緩和によりまして、3万6,432円。影響額であります。1人当たり3,312円。3から4になった者であります。52人おります。これが激減緩和によりまして4万5,816円になりまして、1人当たりの影響額が4,416円。それから5段階であります。2から5になったものが6人おります。これが激減緩和によりまして、本来は6万9,000円でありまして、4万1,400円になります。それで1人当たりの影響額が8,280円あります。3から5になった者であります。178人、これも同じく激減緩和、6万9,000円から5万2,322円という形で、1人当たり8,832円あります。4から5になった者が191人、6万9,000円でありまして、緩和措置によって5万9,616円になります。1人当たりの影響額が4,416円。合計であります。第1号被保険者2,880人中、449人が影響を受けます。全体で277万3,248円。1人当たりの年額にしますと、6,176円が増となって影響を受けるということでありまして。

一番影響を受ける方でありまして、最高で年額8,832円。これを月額に直しますと、736円というふうになります。

公費負担、要するに先ほど言いましたが、激減緩和措置をとることによって、個人への負担をできるだけ最小にしているということでありまして。

また、この激減緩和に伴う町の影響額であります。約620万円となり、1人当たり1万3,807

円が本来の保険料と激減緩和の差額となって、これが公費負担として町が負担している分であります。以上であります。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） もう1つ、ですから介護保険の減免対象になった低所得者の減免措置を受けていた人が、受けられなくなってしまった人というのは、どのくらいいるのかわかりますか。

○議長（土屋 実君） 町民課長。

○町民課長（南沢一人君） ちょっとその数字的な資料は持ち合わせてないので、また後で報告させていただきます。

○7番（市村千恵子君） 委員会に。

○町民課長（南沢一人君） はい。報告させていただきます。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） いま、本当にさまざまなその負担増という実態というものが明らかになりました。控除の部分においても、正当な控除としてそういうものがあるということですので、是非ともその対象者の枠を広げて、受けられるようにしていただきたいというふうに思います。

次に自立支援法に移りたいと思います。

今年の4月から障害者自立支援法というのが、障害者と家族を直撃しています。福祉サービスに1割の応益負担というものが導入されたためです。負担増のため、サービスの利用を中止する障害者が続出しているとの報道もあります。障害者と家族、事業主を苦しめているのは、この応益負担の導入であります。障害が重く、多くの支援を必要とする人ほど、重い利用料負担を強いる、この1割の応益負担、応能ですと、能力に応じてですが、応益ですから、もう使った分だけ、もう所得がある関係なしに負担しなければならないというこの応益であります。本当に社会福祉の理念に真っ向から反するものであります。

中小施設の場合、無料だった利用料が月2万円から3万円、給食費も含めてですけれども負担増になるというお話もあります。工賃収入を上回る利用料負担の支払いに、働く意欲を無くして施設利用を断念し、家に閉じこもる障害者が相次いでいるとの報道もありました。施設への報酬も激減し、経営自体が危ぶまれる事態に直面しています。改めて自立支援ではなく、自立阻害だなという批判もあるわけです。

日本共産党は、今年2月と6月に2度にわたって国に対し緊急要求を発表し、議員団としても、国会議員団としても、政府に応益負担の撤回と障害者自立支援法の抜本的見直し、利用者負担の軽減、事業者報酬の改善を重ねて申し入れたところです。

小泉首相は、制度施行前の2月28日では、実施したうえで問題があるとわかれば、しかるべき措置をとると答弁しております。これ、衆議院の予算委員会ですが、更には実施以後の6月7日には日本共産党の井上哲士参議院議員の実態調査に基づいた質問に対し、首相は、国としても調査する必要があると考えていると、参議院の決算委員会で述べています。

こうした中で、厚生労働省が6月下旬に実施した自治体アンケート調査では、半数を超す都道府県が利用者負担増による退所者、利用抑制の実態が生まれていると報告しています。

10月からは、新たに補装具、障害者施設にも応益負担というものが導入されていきます。障害者程度区分の認定と、それに基づく支給決定、地域支援事業も始まります。国の補助金抑制のもとで、サービスの後退や地域格差、地域によってその減免制度とか、やるやらないによって大きなその障害者にとってはいっそうの地域格差というものも拡大することが懸念されるわけです。

この自立支援法ですけれども、御代田町、この10月からは地域支援事業というものが始まるわけですね。そういう中で、この障害者自立支援法が4月から実施されて、1割負担というふうになったわけですけれども、障害者の皆さんのその利用状況と実態というものをお聞きしたいわけですけれども、また、どんな影響が、先ほどもその国が実施したアンケートの中では、利用を控えているとか、施設を退所するというようなことも出ているわけですが、そういった実態が御代田にはあるのかどうか、その点についてもお聞きします。

○議長（土屋 実君） 町民課長。

○町民課長（南沢一人君） お答えします。

障害者自立支援法が4月より実施されているわけではありますが、従来は障害保健福祉施策につきましては、身体・知的・精神障害といった障害種別ごとに縦割りで施設事業体系がわかりにくいというようなことの中で、サービスの提供が自治体間の中に格差があったわけではありますが、財源の確保が困難であること、それから本年4月より障害者自立支援法があったことがあって、4月からこの法が施行されているわけがあります。

新しい内容ではありますが、身体・知的・精神障害にかかわらず、サービスを利用できる仕組みを一元化したということでありまして、市町村が責任を持って一元的にサービスを提供すると。それで国・地方自治体が責任を持って費用負担を行い、財源を確保し、サービスの提供をするというものであります。

先ほどの利用状況ということでありますが、昨年の同時期ではありますが、17年5月と18年5月を比較させていただきました。これにつきましては、利用状況は17年で42人。18年度では47人が利用されております。それで、総額であります。17年度は521万7,530円。18年度は507万2,260円で、減少になっているということです。これは単価の減額によるものであります。同様の理由で、公費負担も17年は481万130円あったものが、18年度は476万3,450円と、減少しているということであります。利用者負担も17年度は40万7,400円。18年度は30万8,810円と、減少していると。

しかし、内容的に、サービス体系の内容で見ますと、20歳以上の施設入所者7名に対して、利用者負担であります。17年度は37万7,200円。18年度は8名で13万9,135円と、減少しております。この理由につきましては、所得区分による上限額が定められたことということでありまして、その一例として、いままで利用者負担が例えば一例でありますけれども、3万4,100円だったものが、新しい法により、8,045円。それともう一例ですが、9万6,000円であった者が2万4,600円と、変更になったということによって、減になっているわけであります。このため、当然減額になっていきますけれども、国・県は入所者の国は13%を、要するに入所施設から自宅、居宅に移すという方向を出しておりますが、長野県につきましては、18%を居宅の方へ移動しなさいということで、町としても約2名の方がいまのいう基本計画の中で目標として定められております。

グループホームであります。17年度は4名、利用者負担は0であったわけではありますが、18年度は4名で2万1,453円。それから通所施設では17年度は3名で0円であったものが、18年度は5名で1万6,500円。ホームヘルプでは、17年度は28名で、負担額3万200円であったものが18年度は30名で13万1,722円と、増額になっているということでありまして、これは4月からの利用者負担の仕組みが変わったことによりまして、定率負担が発生したためであります。

○7番（市村千恵子君） 済みません、その3万200円から28人が30人になったのは、何の施設ですか。

○町民課長（南沢一人君） ホームヘルプです。いいですか。

はい、この支援法であります。自立支援給付等も先ほど言いましたが、地域生活支援事業、これが町で行う事業であります。この2つで構成されているわけですが、自立支援給付については、福祉サービスを利用したときは自己負担が1割だと先ほど言いましたが、1割。9割については、これは公費でありまして、国が50%、県が25%、町が25%を負担するようになっております。利用者負担の月額負担であります。生保の場合は0、低所得者、これは非課税世帯で年収80万円以下の場合には1万5,000円。低所得者2、いまの低所得1に属さない人ですが、これにつきましては2万4,600円。一般、要するに課税世帯ですが、この方については3万7,200円というふうになるということになります。その中でも、通所施設を利用している人は、収入や一定以下の預貯金等により、上限額の半額を超える部分を負担軽減するという制度があるわけでありまして、このほか入所施設利用者は、食費、光熱費負担を軽減する制度があります。これらの軽減制度は、利用者の申請によって措置されるものであります。

ちなみに、収入や一定以下の預貯金であります。本人の預貯金が350万円以下、それから月ですが、年金2級相当額で約月6万6,000円以下、これが一定の収入・預貯金という形になります。それから、知的障害のある人が地域で安心して暮らすために、先ほど市村議員言いましたが、市町村が実施主体となってサービスを提供する事業として、地域生活支援事業があるわけですが、この事業は、支出事業として相談事業、それから地域活動支援事業、コミュニケーション事業、日常生活用具事業、医療費支援事業を行うということになっております。利用者負担は従来の利用者負担の状況や、自立支援法の介護給付、訓練給付等の手法を考慮して決定するということになっております。

これにつきましては、町であります。町は現在、日常生活用具事業、移動支援事業の利用者負担は原則1割、所得に応じてあるわけですが、なっております。単独事業として、重度障害者のため、常時臥床、要するに寝ている人ですね、状態の人に紙おむつ代の給付、町民税非課税世帯は月額4,000円を上限、課税世帯は2,000円を上限として補助しております。

知的障害施設の通所腎臓機能障害、特定疾患治療のための通院、共同作業所への通所に要する交通費であります。交通費の2分の1、1カ月1万円を上限に、これは町単独として実施しているという状況であります。このため、現行どおり利用負担をお願いしたいということになります。

また、相談事業、地域活動支援事業、コミュニケーション事業については、現在、利用者負担はありませんので、引き続き利用者からの負担はいただかないでサービスを提供していきたいというふうに考えております。しかし、この地域活動、地域生活支援事業につきましては、市があるわけですが、市の段階でもいま決めてあるところは、上田、飯田ぐらいです。そのほかの市については、まだ現在、決められておりません。

しかし、町としてもこれを至急決めなければいけないわけでありまして、いま言ったように、1割お願いする部分と、それから従来無料になってきたものについては従来どおりやっていきたいというふうに考えております。

それから、この利用者負担について町のあれはどうなっているかということですが、施設から出るとか、いろいろなそういうことがあるわけですが、そういう状況についてはいま現在、町としてはそういう人はいない、該当者、該当というんですか、いないというふうに聞いております。以上であります。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） いま詳しく実態を説明していただいたわけですが、これからその地域での自治体の下りてくるその支援事業の中で、いま共同作業所とかは無料でやってくださっているわけ

ですから、いま現在無料でやっているところは無料でやっていく、できるだけその相談事業主はサービスのところですか、無料でやっているところは是非とも続けていっていただきたいわけですし、ただ一つ、一番その障害者の人が家から通って利用しているそのグループホームですとか、通所サービスですね、それから先ほど言ったホームヘルプサービスにおいては、いままで負担が0もしくは小額であったものが、今回1割負担ということで、先ほども説明があったように、かなり増えているわけですので、是非ともその減免措置というものが、上田市で行われたというその非課税世帯とか、非課税といっても今回、対象が広がってしまったのですが、その国の基準に対して障害者の1割負担を5%補助ですか、10%のところを5%補助するということをはじめたというようなこと、それでこれは全国各地にやはり10月から本格実施に入るわけですから、それに向けてこの9月定例会に補正で提案されているところがあるというような状況の中で、御代田町は今後どのようにこの1割、応益負担を考えているのか、お聞きしたいんですけれども。利用料の減免ですが。

○町民課長（南沢一人君） 具体的にまだ検討段階に入っているわけではありませんけれども、先ほど言いましたように、いままで無料だったものは無料の方向でできる限りやっていきたいと。そのほかについては、従来負担している方については、一定の負担割合をしていただきたいというふうには考えております。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。ぼつぼつまとめてください。

○7番（市村千恵子君） では、いま言っていたのは、先ほどのこれから相談事業の部分の、作業所とかは無料だけど、さっきのそのグループホームが0だったのが、今度2万1,453円、4月から負担になっているという、この部分はもうこのままで行くという部分ですか。えー、是非とも……。

○議長（土屋 実君） 町民課長。

○町民課長（南沢一人君） そのとおりであります。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） まとめて入ります。

是非とも本当にこの税制改定の影響、それからこの障害者自立支援法、そして介護保険の改正、医療の改正、さまざまな改正の中には、町民の負担というものが必ずついて回っておりますので、本当に町としても住民の暮らしを守るためにも、今回決算で出たように、自主財源が増えているという中で、町は貯蓄を増やすのではなく、それを更に有効に町民の暮らしを守るために使うべきであるということをおし上げて、終わりたいと思います。お願いします。

○議長（土屋 実君） 町長 土屋 清君。

（町長 土屋 清君 登壇）

○町長（土屋 清君） お答えをいたします。

私もこのいまの国の三位一体改革、構造改革、いろいろな部分で住民の負担が強いられている、これは私も十分認識をしております。本当にこの問題は住民の皆さんも負担を強いられているわけなんです、自治体運営も非常にその負担を強いられている、こういうこともひとつ是非お考えをいただきたいと、こういうふう思うわけです。

本当に先ほどの話の中にもありましたように、税源移譲は不十分のまま権限だけが地方にあるいは負担が強いられている、こういう現状にあるわけでございます。御代田町の自主財源の比率が多くなってきた、非常にその町の財政的には運営上は余裕が出てきたと、こういう数字上では出てきているわけです。しかし、本当にいま言われるように、町のその需要、住民1人当たりの行政運営経費、そういったものは増えているわけでありまして。それをある面では国は単位費用を削ってその需用額、財政需用額、

1年のね、それを小さくしている、こういう計算的なその部分が出ているわけです。ですから、確かに自主財源の比率は多くなってきているけれど、総体的に見ると町の負担が非常に多くなってきていると、こういうふうにもとらえていただきたい。依存財源である交付税が18年度は2億円も減ってきた。それがあつた面ではそういった部分で、影響として出てきているわけです。この決算資料を見ても、財政比率、これは下がっているわけです。いままでは6近くあつたものが、0.5幾つになってきている。こういうことにも表れておりますし、繰出金、繰出金もある面では年々介護保険にしても国保にしても増えている。これは決算の資料を見ていただいてもわかるわけです。

そうは言いながら、御代田町には1万4,000人の方が住んでいるわけでありまして。その人たちの生活を守っていく、これもまた行政の責任であろうと、こういうふうに思っているわけでありまして。そういった中で、どう低所得者あるいは高齢者、子ども、医療費、どう運営していくか、これは非常にその工夫がいる部分であります。先ほど町民課長から説明があつたように、御代田町の福祉全体を見ると、県より幅を広げている部分もいっぱいあるわけなんです。そういったことも考えてそしてなおかつ、こういった負担増になつたときに、どう取り組んでいくか、これは全体の中で、ただ単に公費を注ぎ込めばそれで解決する、こういうことではなくて、住民の皆さんの協力、地域の協力、御代田町の自主・自立の方針の中でもうたっているように、自助努力、共助、そして公助、こういった部分の総体的の中で考えていかないと、町運営が行き詰まってしまうのではないかなと、こういうふうに考えているところでありますので、これからいっそうの工夫が必要になってくるとこういうふうに考え、そのうえでいろいろな判断を下していかなければならない、こういうふうに思っております。以上です。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） 引き続き、本当にこの低所得者に対する町の施策、そして障害者問題については、引き続き取り組んでいきたいというふうに思っています。

終わります。

○議長（土屋 実君） 以上で、通告6番、市村千恵子議員の通告のすべてを終了いたします。

以上をもちまして、一般通告質問のすべてを終了いたしました。

昼食のため、休憩いたします。

午後は1時30分より再開いたします。

（午後12時05分）

（休 憩）

（午後 1時30分）

○議長（土屋 実君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

- - - 日程第2 質疑 - - -

○議長（土屋 実君） 日程第2 質疑。

これより議案に対する質疑を行います。

- - - 議案第55号 御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について - - -

○議長（土屋 実君） 議案第55号 御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について、質疑のある方は挙手を願います。

茂木祐司君。

（8番 茂木祐司君 登壇）

○8番(茂木祐司君) 8番 茂木祐司ですが、この件については、先ほど市村議員のところの質問で出てきましたが、ちょっと確認、まずちょっとしたいわけですがけれども、課長の説明では、負担が3割になる人は34人で、全体で34人で、新たになる人が20人、そのうち20人ということで、自己負担は全体で97万5,000円ということなので、1人当たりになると自己負担1人当たりは2万8,676円となりますけれども、こういう理解でよろしいですか。

○議長(土屋 実君) 町民課長 南沢一人君。

(町民課長 南沢一人君 登壇)

○町民課長(南沢一人君) はい、そのとおりであります。

○議長(土屋 実君) 茂木祐司君。

○8番(茂木祐司君) この点では、決して小さい負担ではないわけですがけれども、今回の場合、所得制限といいますか、全体に課税するのではなくて、一定程度の所得のある人と、こういうことなんですけれども、その所得という所得は、こういうこの所得にしてあるのは、どうなんでしょうか、その所得としてはどういう水準の人が結局対象になるのかということなんですよ。きっと皆さんは所得が高い人というか、そういうことで一定程度というんだらうけれども、しかし、それぞれその生活実態によって、その所得というものが実際の生活がどうかという面もあるわけですがけれども、その辺の新たに増える人は34人なので、かなりそこら辺は見えると思うんだけれども、ちょっとその所得の区切りが一体どうなのかと心配する点がないのかと、心配されるようなことがないのかという点と、もう1つは、1人当たり2万8,676円の平均すると自己負担ということで、これで医療費の支出分が経済的負担となって、医療まで抑制されるというか、そういうことが考えられますけれども、医療費を払えなくなってしまって、病院に行かれないという、そういうことが心配されるようなことはないのかどうか、この点だけお願いします。

○議長(土屋 実君) 町民課長。

○町民課長(南沢一人君) 最初の質問であります、影響を所得の関係であります、ちょっとそこら辺については、状況的にまだ把握していないのであります。

○8番(茂木祐司君) それは委員会でいいです。委員会のときに……。

○町民課長(南沢一人君) はい、わかりました。

それから、払えなくなっている人がいるかということがありますが、今回の改正については、現役並みの一定所得のある人ということですので、影響はないというふうに考えております。以上であります。

○議長(土屋 実君) 茂木祐司君。

○8番(茂木祐司君) それで、いずれにしても、34人が新たなその3割の負担が被せられる人ということなので、かなり個々のその状況が見えるのではないかというようにも思いますので、その点でそういうようなだから、個々がどうなるかというようなそういう点では見ていないということですね。そういうことについてもちょっとあれですかね、どうなるか、心配されるような人があるのかどうか、そういうことは見てみるような気はありますか。必要性はありますか。どうですか。必要性があるか。

○議長(土屋 実君) 町民課長。

○町民課長(南沢一人君) お答えします。

34人につきましては、委員会の中でどういうふうになるのか、ちょっと回答していきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○8番(茂木祐司君) はい、以上で終わります。

○議長(土屋 実君) ほかに質疑のある方、挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 議案第56号 御代田町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する  
条例案について - - -
- - - 議案第57号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する  
条例案について - - -
- - - 議案第58号 御代田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する  
条例の一部を改正する条例案について - - -

○議長(土屋 実君) 議案第56号 御代田町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第57号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について、議案第58号 御代田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案について、質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 議案第59号 平成17年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について - - -

○議長(土屋 実君) 議案第59号 平成17年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑のある方は挙手を願います。

中山議員。

(11番 中山美博君 登壇)

○11番(中山美博君) 17年度の決算の質疑をいたしたいと思います。

当初予算を議決しておりまして、決算を打ってきた手前上、総括ということで、私も1点だけ議案に対する質疑を行いたいと思います。

決算書のページ113、目4の畜産振興経費、畜産経費、節02、113ページの02です。よろしいですか。

佐久広域の、いわゆる広域でもって各市町村が分担金を出して負担金を出して、やっている事業でございますが、その中の広域食肉センター、いわゆるミートパッカーとっておりますけれども、その負担金が今回17年度は361万1,000円ございました。16年度を見ますと、284万6,000円であるわけでございます。その差額を計算いたしますと、76万5,000円の負担増になっているということでございます。その負担増は年々この負担金が増えるということだろうと私は思うわけでございます。ですから、この食肉センターの運営がうまくいっておられるかどうか、赤字経営ということはちまたでは聞いておりますけれども、それらの点がどうなっているか、その点をお聞きしたいということでございます。

○議長(土屋 実君) 産業建設課長 武者建一郎君。

(産業建設課長 武者建一郎君 登壇)

○産業建設課長（武者建一郎君） お答えをいたします。

食肉センターの負担金の増額につきましては、赤字経営の補填金、それから公債費の増でございます。佐久広域の食肉流通センターの現状につきまして、少しご報告いたします。

平成16年3月26日開催の正副連合長会において、専務理事の廃止、それから公社職員1名を佐久広域連合に派遣し、食肉公社において経費削減を図る中で16年度継続の了承を得たと。平成16年7月下旬に発生したセンター利用者事業者による、県外、埼玉からですが、とつぜんの豚の搬入により、地元養豚農家の特定疾患、オーエスキー病ですが、その恐れがあるということで、株式会社長野県食肉公社松本支社に年間出荷ベースで約5,000トンが移動する状況となりました。年度途中であり、予算執行上頭数確保が喫緊の課題であったことから、急きょ信州ハム(株)に清浄地域、汚染地域ではない清浄の地域からを基本として、県外からの豚の搬入を要請し、市町村からの赤字補てん、1,967万9,000円をいただく中で、更に処理頭数を確保する中で継続をしていくということになりました。

平成17年度においても、県外からの豚の搬入を求めながら、一定処理頭数確保が見込めることとなったため、17年11月に佐久広域連合の定例会で今後も細々としてでも継続をしていくということになっております。

早期に収支バランスをとって、独自経営ができるよう努力をしているというところでございます。以上です。

○議長（土屋 実君） 中山美博君。

○11番（中山美博君） ただいま課長の答弁でございますが、頭数も県外から入っているということございまして、持続をしていくというような答弁でございました。しかしながら、赤字のことは事実なんですね。これを何年もやるということは、広域連合長をはじめ各理事者の方々が、また各議会では2名ぐらい、執行議員で行っているわけでございますけれども、それらの点もある程度将来を見込んで、途上の頭数が減ってくる可能性があるということ、私も以前からお話を聞いているわけでございますが、それらの点をやはりこれから検討する必要があるのではなからうかと、そんなように思うわけでございますけれども、それらの点、民間委託とか、それらの点はまだ話がございませんか。そこらのところ、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（土屋 実君） 産業建設課長。

○産業建設課長（武者建一郎君） お答えをいたします。

17年度のときの、17年11月のその中では、民間委託という言葉は出てはきておりません。

○議長（土屋 実君） 中山美博君。

○11番（中山美博君） それでは、先ほど課長答弁でございますが、現状は細々とやっていくというように解釈してよろしいですか。

○議長（土屋 実君） 産業建設課長。

○産業建設課長（武者建一郎君） そういうことです。

○11番（中山美博君） はい、わかりました。

ま、そういうことで私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（土屋 実君） ほかに質疑のある方。

茂木祐司君。

（8番 茂木祐司君 登壇）

○8番（茂木祐司君） 8番 茂木祐司です。

町長に総括的な内容といいますか、お聞きしたいんですけれども、町長の招集のあいさつでも企画財

政課長の説明の中でも、自主財源の比率の伸びというのが出てくるわけですね。これが自主財源57%で6%増えた。それからその町の財政がどうかということで、これ企画財政課長の説明ですか、公債比率が23.9%、実質公債比率が10.8%で、県内低い方から6番目だと、こういう財政状況だという説明もありました。

それで、私はこの問題について、いずれにしても町の財政状況は他のところと比べたら良好というふうに受け取れる内容になっているわけですね。まだしかし、ただ実態はそうではないと私は思っているんですね。私は思っているというか、つまり、町の財政は比較的良好だけれども、本当にこの必要なことは、町民の懐といえますか、町民の暮らしが豊かになったかどうかということが、やはり町の動向、財政状況なども見るうえで、きわめて重要な点だと思っているんです。

それで、町民の暮らしがこの16年度から17年度にどう変化しているのかという点について、お聞きしたいわけです。1つは、17年度の町民に対する新たな負担増というものがどのくらいあったのか、これが1点と、それからその、ここ大事なところなんですけど、その所得が増えた人が多かったのか、減った人が多かったのか、全体の傾向としては所得が増える傾向だったのか、減った傾向なのかと。その町民の暮らしがどうなのかという点を、どういうふうに見ているのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（土屋 実君） 総務課長 土屋敏一君。

（総務課長 土屋敏一君 登壇）

○総務課長（土屋敏一君） それではお答えさせていただきます。

町民の所得という考え方ですけれど、その方が16年度幾らで、その方が17年度幾らかというような追い方はしていませんので、増えた方が何割くらいいるんだよ、減った人が何人いるんだよ、何割くらいいるんだよというのは、数字はつかんでおりません。総体的な話の中でちょっとさせていただきますけれども、それぞれ給与所得ですとか営業所得があるわけですが、この所得額で16と17、どういふふうに変わっているかということで総論の中で説明をさせていただきます。

所得額は平成16年度に比べて、17年度は11.8%増えています。ただ、納税義務者も増えていきますので、単純にこの11.8%増えたというふうには言えないかと思うんですけれど、納税義務者は4%ほどの伸びですので、1人当たり単純に割ると、17は増えていると、16に比べて増えているということが言えます。ただ、それがどのくらいの割合の人が伸びているかというのは、個々にとらえているわけではありませんので、わかりません。以上です。

○議長（土屋 実君） 茂木祐司君。

○8番（茂木祐司君） いわゆる個人町民税といえますか、法人じゃなくて個人の所得が数字の上では増えているということなんですね。それで、今回の決算を見ると、個人町民税の、あ、いま新たな負担がどれだけ増えたかという答弁をしていなかったですよ。それもちょっとお願いします。

○議長（土屋 実君） 企画財政課長 古越敏男君。

（企画財政課長 古越敏男君 登壇）

○企画財政課長（古越敏男君） それでは、17年度一般会計に対する新たな負担増ということでございますが、17年度決算額における新たな負担増として明確に答弁できるのは、御代田駅北駐車場の負担金、使用料ですね。124万4,000円であります。これは旧福祉センター跡地を駐車場にしたということでもあります。

それ以外に新たな負担増として、金額的に提示できるものはございません。決算額で比較して述べますが、社会福祉負担金の老人保護施設入所者負担金については、入所者1名増によるものでございます。

あと、民生使用料の児童福祉施設使用料、保育料関係ですが、これは市村議員一般質問に対し、教育次長が答弁したとおりでございます。ですから、17年度に新たな負担増となったものは、駐車場使用料のみでございます。以上です。

○議長（土屋 実君） 茂木祐司君。

○8番（茂木祐司君） いや、それ、ちょっとあれじゃないですか。町長の説明では、自主財源の伸びたのは法人税の伸びと、それから負担公平の原則で使用料、手数料の見直しによるものだ。それでこう、自主財源が6%伸びたという、こういうことなんだけど、そうすると全然話が合ってこないんですけども、どういうことなんですか。町長がだからその説明したのは、どういうことでその自主財源の伸びということを行っているのか、いまのやつだけだと、とても、そんなに6%も伸びるようなものにはなっていませんが。

○議長（土屋 実君） 企画財政課長。

○企画財政課長（古越敏男君） 先ほどの件で、町長答弁した、自主財源が伸びているということではありますが、これは町民からもらう使用料負担金の伸びではなく、町県民税も自主財源でございますから、その増により自主財源が伸びていると、そういうことでございます。それで、法人税についても、17年度においては多額に伸びているということでもあります。以上です。

○議長（土屋 実君） 茂木祐司君。

○8番（茂木祐司君） ちょっと町長の認識も私伺いたいんだけど、いいですか、まとめりましたか。いいですか。

それで、結局、個人町民税のところを見ると、前年比で4,350万円、現年課税分でね、要するに町民の払った税金が、現年課税分で4,350万円増えているわけですよ。ここが町民に対するこの部分では負担増の部分も、要するに税金の廃止とか、定率減税の半減とか、そういうのが影響していると思うんですね。それで、実際、所得は例えば若干伸びたと。所得が伸びた分と、それと別にこうした定率減税廃止その他の新たな負担増というものがあるわけですよ。結局は市村議員の質問もあれすると、いわゆる低所得者層にはかなりの、いわゆるいままであった減税がなくなって、そして新たな負担を押しつけられていくと。こういうことなので、そこら辺のその町民の暮らしが、今度の17年度、単純にいま、皆さんの話だと自主財源伸びて町の財政は比較的いいというのではなくて、町民の暮らしから見て、その豊かさが一体どうなのかと、そういうような検証というものはどうでしょうか。そういう点からも、町の活力というものをしているかどうか。

○議長（土屋 実君） 町長 土屋 清君。

（町長 土屋 清君 登壇）

○町長（土屋 清君） お答えをいたします。

税の関係をひとつ負担というふうにとらえるのがいいのかわかるか、これひとつ疑問があるわけなんです。いずれにしても、17年度で見るとは、これは茂木議員も承知しておられることだろうと思いますが、バブル崩壊し、10何年、非常に経済活動は低迷して、住民の皆さんも非常に苦しい期間を過ごしたと、これは事実であるわけでございます。その中で、ようやくにして経済活動も活発になってきたと、こういった部分でいけば、住民の皆さんの所得も若干そこに潤いが出てきたのではないかなと、こういうふうに思っております。

しかしながら、経済活動の中を見ても、非常に業種間でばらつきがある、こういう部分の中で、所得の中において住民の皆さんの中にも格差が出てきている。こういう部分がいえるのではないかと。そういった面の中で、なおかつ国の制度改正、税制改正、そういった面からの見直しによって負担が生じて

きている。ある面では住民の皆さんにその負担感が非常に大きくなってきていると、こういう部分は否めない事実ではないかなと、こんなふうに私自身は考えております。

しかしながら、いずれにしても、税の算出においても何にしても、すべて所得に応じて計算をされている、こういうふうにとらえていただきたいと、こんなふうに思います。以上です。

○議長（土屋 実君） 茂木祐司君。3回を超えそうですので、まとめてください。

○8番（茂木祐司君） これで3回目ですね。済みません、1つ落としちゃった、町長、この間、昨日、議案質疑のときに答えるよと言ったのありましたよね。解放こども会の。いま言えばいいですか。では言いますね。

最後になってしまって、再質問はないので……。

（発言する者あり）

3回じゃなくて答えてないんだよ、答えてない。1回答えてないの。1回の質問ね。

（発言する者あり）

町長が議案質疑のときに答えるって言ったんだもの。委員会のときに町長来て説明するの？ だってそれは一般質問のときに町長が議案質疑のときに答えますよと言ったんですから。

（発言する者あり）

だからいま言うんじゃないの。いや、1回は答えなかったのやめたんじゃないの。

○議長（土屋 実君） いやだからいまこれで3回といま言ったのね。

○8番（茂木祐司君） 3回目でしょう、これで3回目ですよ。

どうするんですか。1回答えなかったの途中でやめたんですからね。答えてなかったことがあったので。

それでね、じゃ、いいです。それはじゃあ委員会で答えるということですね。

○議長（土屋 実君） それではまとめてください。

○8番（茂木祐司君） ええ、じゃいいですよ。それはまあ委員会でいいんです、別にね。ただ町長がそういうふうにしたから、これを答えないと昨日の話が違ってしまうので、ええ。

（発言する者あり）

この後市村さんやるから、その中で言ってもらいますから、いいです、いいです。これは別に僕がここでやらなくてもいいので。

それでいまの町長の話で、非常によくわかりました。全体としては町民の収入は若干増えていると数字的に出たと。しかし、実際には格差が広がっていると。つまり、収入が増えたということが全体が増えたわけではなくて、格差が広がっている、つまりいい部分は増えたけれども、下の部分はひどくなっていると、こういうこと。だから全体で見たのではちょっとやはり、その町民の暮らしがどうかということ全体として把握、やはりできないという状況だと思うんですね。実際にはいま収入はほとんど増えないのに、徴収されるお金は増えているという、この実態をやはり財政全体を見る場合には、やはりこれも1つの視点として見なければまずいだろうと。

以上で終わります。

○議長（土屋 実君） ほかに質疑のある方、挙手を願います。

市村千恵子君。

（7番 市村千恵子君 登壇）

○7番（市村千恵子君） 議席番号7番、市村千恵子です。

一般会計の決算認定についての同和関係の点について、質問いたします。

同和関係の旅費 87万8,280円、全体の14%にもなるわけですが、主な集会、会議、あ、ページ数、77ページです。この中で同和関係の旅費を積み上げていったわけですが、それが87万8,280円となります。次の79ページにも旅費というのが42万4,540円。そして77ページの41万8,540円ですね。これらの主な集会、会議、学習会名と、いつに行われたのか、そして主催者、参加した職員、かかった旅費の金額について、お願いします。

また、同和対策一般経費の中にあります同和関係の講師謝礼というのも、総額で108万8,374円と高額でありますけれども、この講師を呼んだ主な学習会、研修会の名称、名前ですね、それと講師の氏名、肩書、支払った金額についてお願いします。そして、この国際研修、79ページですが、委託料の国際研修費事業委託というところにもございますが、50万円と。だれがいつどこに何の目的で行ったのか。この研修に行ったことが証明できるものはあるのか、その点についてお願いします。

それから、先ほど茂木議員が一般質問の中で、町長が議案質疑で答えると言った、6万、解放こども会の教育費ですね。181ページの博物館入館料6万8,300円というのがあるわけですが、その質問の中であったように、当初の計画よりも後になって出てきた部分ということにおいてですね。その不足分については大体ほかの団体でもそうですけれども、補助金として上げたからにはその補助金の中で運営する、賄うべきで、それ以外の支出についてはそこに関係した人たちに直接支払っていただくというのが適正なのではないかという点について、その分についての町長の見解ということをお聞きしたいと思います。

○議長（土屋 実君） 人権政策係長 荻原 浩君。

（人権政策係長 荻原 浩君 登壇）

○人権政策係長（荻原 浩君） 課長に代わりまして私が答弁をさせていただきます。

ただいまの質問、たくさんあったわけなんですけど、一つひとつ順を追っていききたいと思います。

まず1点目の、同和関係の旅費が87万円についての内容ということですが、4月26日、27日、2日間で隣保館の東日本ブロック女性部会総会、これが埼玉県で行われまして、竹内純子が出席しております。金額が2万7,060円です。5月23日に2005年度部落解放・人権政策確立要求中央集会というものがあまして、これは実行委員会、主催者は行政と解放同盟と宗教関係と企業関係の合同による実行委員会が主催であります。

これが東京で行われまして、竹内純子が出席し、7,460円。これは次の日に解放同盟関連の会議がありましたので、片道、行き、この日に行く分だけの支出のため、7,460円となっております。

続いて6月1日と2日、2日間にかけて、こども会の研修の下見がありました。竹内書記長と私と竹内純子3名が参加しております。5万2,800円です。これは町の主催のものであります。

続きまして6月24日、反差別国際運動 I M A D R 日本委員会の第16回総会が東京で開かれました。私が1人で参加しております。1万3,120円です。

6月28日、29日、2日間で、社団法人部落解放人権研究所の総会及び世界プログラムの学習会が大阪で開催されました。竹内書記長と私が2名で参加しております。

竹内書記長におきましては、何回も答弁申し上げておりますが、隣保館の生活指導員でもございますし、隣保館の運営委員会でもございますし、業務の一環の中で参加、出席していただいているところでございます。

7月9日、10日には、こども会の研修会。

○7番（市村千恵子君） 済みません、金額は。

○人権政策係長（荻原 浩君） 3名で5万2,800円です。失礼いたしました、11万800円。主

なものとおっしゃられましても……。あとそういった形の中で東京方面、21回の開催がありまして、主に東京でございます。私が主に出席しまして、そのうち竹内書記長に出席をお願いしたのが何回かございます。で、課長、竹内純子等もそれぞれにおいて出席しております。

これらを含め、全体でその87万云々という形になります。

2点目のご質問ですが、講師謝金の関係ですが、主なものということでございましたので、10月6日に世界プログラムの学習会、これは議員の皆さまと町の管理職の方々、管理職が参加したものでございます。これが7万7,777円。

あと12月2日に町民のつどいを開催いたしまして、通訳としまして8万6,500円、講師にはスリランカからニマルカ理事長をお迎えしたわけですが、旅費と講師謝礼ということで、旅費も含めまして39万4,989円でございます。

1月20日に3校のPTAの人権教育研修会を開催いたしまして、これは教育委員会の方の開催でございます。これが11万1,111円。大阪府教育委員会の菅原寛先生に来ていただきまして、文部科学省から出されました人権教育の指導方法等のあり方について、第2次取りまとめを中心に、講演をしていただいたところです。

あと、ほかに長生き会の講習会でございますとか、区民集会の謝金ですとかといった9件の講師謝礼で、この総合計額になっております。

もう1点が、国際研修事業の内容でございますが、17年度におきましては、9月21日から25日までの5日間、中国のシュクセン市を中心に、竹内書記長に行ってくださいました。目的でございますが、これは今回に限らずいままでの国際研修委託事業の目的でございますけれど、長期振興計画の柱として決められております「人権感覚と国際感覚をベースとしたまちづくり」というのが柱になっております。その国際感覚というものを町民に対して還元していくために、専門家であります竹内書記長に行ってくださいまして、その後スライドやパネルとかいったものを作成して、啓発に役立ててきたということは、皆さまご存じだと思います。

今回の件につきましても、証明できるものとありますけれど、行程表などや当日向こうに行かれたときの資料でありますとか、あと行って帰って来た後の竹内書記長からの報告書、あと写真類と一緒に提出をいただいておりますので、証明できるものという形でよろしいですかね、それを添付されて、その報告書も含めて添付された中で請求書がまいておりまして、その中で委託料を支払っているところでございます。

その国際感覚というのがどういうものかというのがいつも議論になるわけでございますが、例えば中学校におきまして、アフガニスタンの支援とかというような形でチャリティコンサートを行っていたり、あと、何回か議会の場でも答弁させていただいたところではございますけれど、いまやはり国際的に一番問題になっているのは、職業と門地にかかわるその差別の撤廃というのが、重要課題の1つになっております。

これまでのその取り組みの中で、インドや韓国、インドのダリットでありますとか、当然日本の部落差別もそうなんですけれど、韓国のベクチョンでありますとか、中国におきましては、楽戸、音楽の楽にドアの戸ですね、楽戸と呼ばれる人たち、同じその門地にかかわる差別を受けているというのが、つい最近また新たに明らかになってきたものです。それもそういった形のものもありましたので、今回、昨年度ですか、中国に行って、中国がその研修先になったということは、本当に旬であるという言い方がちょっと好ましいかどうかはわかりませんが、それをまた2006年3月25日発行の『リブインハーモニー』、官報の方にも書記長の報告等を写真込みで掲載させていただいて、全戸に、各戸に配布し

できたところでございます。

以上、毎回毎回の質問が出るわけなんですけれど、こういった協議会の書記長があつての取り組みというのももちろんのことなんですけれど、こういった取り組み系が継続されてきておりますことによつて、1つ例を挙げますと、スイスのジュネーブにおきまして国連に関する会議が今年になって開かれたんですけれど、その国連に関係する国際的な会議の中でも、その議事録の中に御代田町という名前がはっきり記されております。当町におけるその在住外国人の人々でありますとか、こういった取り組みが継続されているからこそ、やはりこういうふうな評価にもつながってきているのかと思います。もちろん、町がやっておりますその在住外国人に対する人権センターの取り組みなども、その国連に関する国際会議の場においても非常に高く評価されているという事実もでございます。

茂木議員が2002年3月31日をもって特措法が終了したということもたびたびおっしゃっているわけなんですけれど、確かに終了して今年は5年目を迎えております。ただし、国は同和対策事業にかかわるそのすべての財政措置を廃止したわけではありません。その後も毎年、特別交付税の中の旧地域改善対策費分というものが算定されておきまして、現実に一昨年度、平成16年度におきましては3,714万円が交付されております。昨年度17年度におきましては、若干減りましたけれど3,438万円という大きな金額が、その旧の地域改善対策費分算定ということで、実際に御代田町に交付されていることは事実です。

人権同和行政というのは、国の重要な国策の1つでもあります。町議会の取り組みにおきましても、東日本では最初となる人権条例を制定していただいたり、更には内閣総理大臣や法務大臣等に対しての県内トップをきって人権侵害救済法の早期制定を求める議会議決をいただくなど、町としても常に注目されておりまして、大変誇れる取り組みをしていただいております。

先ほど、会議出席の状況を私申し上げましたけれど、そういったところに私が実際に参加しておりますも、非常にその取り組みは評価されておりまして、担当者といたしましても、非常に誇りをもってこの仕事に取り組んでいるところでございます。

あともう1点、こども会の関係でございますが、一般質問のところでも確かにご指摘がありましたとおり、私も予算に関しましては議会議決をいただくということが大前提ということは認識しております。ただし、やはり今回、流用をいただいたものにつきましては、先ほど途中までちょっと説明申し上げましたけれど、下見、当初のやはり計画からは変更をしまして、せっかく愛知博が開催されるという機会でもありましたので、こども会の方の研修をそちらの方にしようというのが、ちょっと急きょといひますか、急にそちらの方に変更を考えていったものですから、6月1日に下見を実施した段階にはもう既に議会の補正予算の提出期限が事務手続上の期限が切れておりました。そういったこともありまして、同一目内、社会同和教育費の同一目の範囲内で需用費から使用料の方にその不足分でございますけれど、を計上させていただいたわけでございます。

一般質問の折りに、私、生命の科学館入場券でというふうにお答え申し上げましたが、あの後帰ってきちんと調べましたところ、地球博の入場券の件につきましてもやはり不足分というような形の中でその6万幾らの中に含まれております。それはちょっと訂正をお願いしたいと思います。

ただ、その訂正といひますか、流用対応に至ったというやむを得ない事情というところは、ご考慮をいただきたいと思ひます。

確かに当初の見積りが甘かったとか、計画をもっと早く立てるべきであったというご指摘はあるかと思ひます。そういった反省はきちんと真摯に受けとめたいと思ひます。以上で終わります。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番(市村千恵子君) 済みません、ちょっと1点。先ほどのその中国の方に研修に行ったというのは、国際研修費委託費の50万円です。よろしいですか。わかりました。

それと、そうですね、茂木議員の質問のときには、愛知万博に行ったのかという質問に対しては、いや違いますという答えでしたので、やはりいま訂正されましたね。愛知万博にも行ったということですよ。

○議長(土屋 実君) 人権政策係長。

○人権政策係長(荻原 浩君) お答え申し上げます。

海の生命科学館と、その愛知博の入場料も含まれての6万8,000円某の額でございます。訂正いたします。

○7番(市村千恵子君) やはりその科目の中での流用だというお話でありますけれども、やはりほかの場面においては、なかなかこういうふうには出て来ない部分ではないかなというふうに感じますので、是非ともそこら辺はやはりきちんとやるべきではないかと、申し添えたいと思います。

町長はいいんでしょうか、その事後承諾という部分では、了解していることなんですね。その科目の中、結局、だから間に合わなかった、査定の中で間に合わずに科目の中で流用したということですけど。

(発言する者あり)

でも町長が質問で答えると言ったわけですからね。

事後決裁、事後報告ということで。はい。

○議長(土屋 実君) 町長 土屋 清君。

(町長 土屋 清君 登壇)

○町長(土屋 清君) 先ほど係長の方から説明をいたしましたように、補正予算は当然組んで手続きを踏んでいかなければならなかった、しかしながら、時間的な制約の中で流用をしたと、こういう説明でありました。

当然、流用の段階ではそれぞれの手続きを踏んだ中で実行に移したと、私はこういうふうに思っているわけで、ということは、事後承諾ではなくて所定の手続きはしたと、こういうふうにご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長(土屋 実君) 市村千恵子君。

○7番(市村千恵子君) だから先ほど、増額になった部分というのが個人負担を補助金の場合には増えた部分については個人負担を求めるべきではないかという点については、今後もやはりこういった形で解放子ども会に関してといいますか、補助金という枠があっても、それより増額に、実際下見に行ったら、こういうところも見せてあげたい、ああいうところも見せてあげたいとなったら、増額になったわけですよ。それを今度申請しようと思ったけれど、期間に間に合わなかったから流用したということなんですけど、その個人負担としては求めていかないということですか。

○議長(土屋 実君) 人権政策係長。

○人権政策係長(荻原 浩君) 今回の件につきましても、個人負担分というものは求めておまして、一番やはりいけないのは、当方の方で事務の段階で、やはりその議会に諮る段階で補正をお願いしながら、計画して行って……早期に計画して補正を経て変更していくという手続きが一番重要だと思っております。

そういった時間的な問題がありまして、流用、事後報告とおっしゃっているのは、議会に対する事後報告というような形に流用だとなってしまうという解釈でよろしいんでしょうか。補正の段階で出せば、

事前に審議されるわけですが、流用で処理してしまうと。

(発言する者あり)

わかりました。

負担増に関しましても、当然その早期にやはりその計画がしっかり確定できるようであれば、事前にその事業費自体を補正していくのは当然だと思いますので、そういった形で、必要であれば補助金の増ではなくて自己負担の増というのも考えていかなければなりませんし、それはやはり今後、一番の問題は、やはりどこにどう行くのかというのを早めに決めて、それで事業費が幾らになって、町の補助金が幾らになって、自己負担をそのうち幾らもらいますというのを早めに決めるということが一番大事なことであって、その点に関しては、政策課側でのやはり遅れたという問題に関しては、そういう問題点はあると思います。

今後につきましては、そういう、遅れることがないように、早めにもう計画の段階できちんと決めた額の範囲内でやっていきたいというふうに考えております。

○議長(土屋 実君) 市村千恵子君。3回ですので、まとめてください。

○7番(市村千恵子君) 終わります。

○議長(土屋 実君) ほかに質疑のある方。

武井 武君。

(3番 武井 武君 登壇)

○3番(武井 武君) 3番、武井であります。

1点だけお聞きをしたいと思います。

町長、また議長あてに、大変厳しい監査委員さんからの決算審査意見書が提出をされたということで理解をいたしました。この所見の中で、議案書35ページであります。35ページの上から7行目あたりに、『民間に対する出資金は早めに回収すべきです』という文言が載っております。それで決算書の369ページを拝見いたしますと、出資金等ということで、財産に関する調書ですね、369ページに出資金等ということが載っています。その中に民間と思われるものは、『株式会社西軽井沢ケーブルテレビ出資金100万円』と理解をするわけでございますけれども、監査委員さんの意図とするところがちょっと不明でございますが、この『100万円を早期に回収すべきです』という意見が付されたということにつきまして、なりますのと、これは推測でまことに申しわけございませんけれども、西軽井沢ケーブルテレビ出資金が、テレビが経営が非常に不安定だとか、あるいは危ないので、御代田町の出資金100万円がどうもやばいですよというような状況にあるのか、町はどのようにこの意見書に対してこの『回収すべきです』というものを受けとめたか、お聞きをしたいと思います。

○議長(土屋 実君) 企画財政課長 古越敏男君。

(企画財政課長 古越敏男君 登壇)

○企画財政課長(古越敏男君) 決算報告について、民間出資金を早期に回収すべき、その点、どこの会社のことを言っているか、ちょっと理解できないわけですが、先ほど武井議員おっしゃるとおり、民間と思われるのは、(株)西軽テレビの出資金だと思います。

町の考え方としましては、昭和61年度予算計上、総務費の方で100万円計上しまして、西軽テレビの株100万円を取得して持っているわけでございます。それで監査委員さん、今日、本日代表監査委員さんいらっしやらないわけでございますが、町としては、町の各種事業等の放送、またこの9月30日には町の歴史等を放映するよう計画されているようでございます。それと、公共施設に入っているテレビ、この庁舎の中に7台、うちケーブルテレビにつないでチャンネル設定してあるテレビが5台、

中学校、『エコール』、消防署等のテレビに、テレビ西軽のケーブルが引かれております。それらを無料で引いてあるわけございまして、使用料1台当たり年間2万5,200円、加入金が当時約6万円ぐらいだったと思いますが、そういうことを考えると、100万円の出資がどうかということが考えられるのですが、町としては、貢献度があると思っております。

それと監査委員さんが指摘した中に、17年度、私が担当する前でございますが、決算報告等がなされていないと、株主に。その指摘がありまして、当時の課長、総務課長と会計室長の方でテレビ西軽の決算報告書を求めて、今後も求めていく予定でございます。以上でございます。

○議長（土屋 実君） 武井 武君。

○3番（武井 武君） ということになりますと、決算書あるいはその営業報告書というか営業実績書も、これからも町では求めながら、早期に回収すべきであるというふうに書いてありますけれども、検討を重ねていくという理解でよろしゅうございますか。

○議長（土屋 実君） 企画財政課長。

○企画財政課長（古越敏男君） 武井議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（土屋 実君） 武井 武君。

○3番（武井 武君） はい、終わります。

○議長（土屋 実君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 議案第60号 平成17年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算の  
認定について - - -

○議長（土屋 実君） 議案第60号 平成17年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 議案第61号 平成17年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の  
認定について - - -

○議長（土屋 実君） 議案第61号 平成17年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 議案第62号 平成17年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計  
歳入歳出決算の認定について - - -

○議長（土屋 実君） 議案第62号 平成17年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑のある方は挙手を願います。

市村千恵子君。

( 7番 市村千恵子君 登壇 )

○7番(市村千恵子君) 議席番号7番、市村千恵子です。

17年度の住宅新築資金等の決算認定について質問したいと思います。

今年度の一般繰入、一般会計からの繰入も1,300万円ほどありますけれども、いままでのその一般会計からの繰入総額ですね、それからこの滞納と申しますか、滞納状況もどのように17年度はなっているのか、滞納額と滞納件数の増加と申しますか、その辺についての金額と件数をお聞きしたいと思います。そして延滞金の科目設定が、ま、滞納状況を聞いてから次にしたいと思います。

○議長(土屋 実君) 人権政策係長。

(人権政策係長 荻原 浩君 登壇)

○人権政策係長(荻原 浩君) お答えいたします。

滞納の額の件数、滞納額と滞納件数、金額と件数の増減でございますが、平成16年度末滞納額が9,043万925円。43件ございました。17年度末の滞納額が9,859万7,012円。約800万円ほどの金額的には増加になっております。件数は43件で同じでございます。

件数、金額的にはそういった状況でございますが、滞納繰越金の入、収入の状況なんですけれども、例年、30万円ほどの入金しかございませんでしたが、数年前から1万円というようなくあいに小口化して、少しでも納めていただくという形で進めましたところ、今年度からようやくその効果が表れたのかなと思っておりますが、105万8,000円ほどに滞納分の入が約3倍ほどに増えておりますことをご報告申し上げます。

もう1点、一般会計からの繰入金でございますが、総額にいたしますと、1億6,345万1,053円でございます。これも現在その住新の制度のあり方がありまして、町が借入金を起債を起こしまして、その中から貸し付けてきたという状況がございます。現在、償還の期間中でたしか平成31年度までに償還計画期間が定められているんですが、それまではこのやはり滞納額が多いという状況の中で、一般会計からの繰出金をお願いしていくことになろうかと思っております。ただし、金額につきましては、だんだん件数、償還も当然増えておりますので、一般会計からの繰入金の額につきましては、だんだん減っていくかなと。31年度を境に、今度は町からの起債償還がなくなりますから、滞納であろうと現年であろうと、すべて入ってきたものがそれ以降は一般会計に繰入がされますので、この合計額で申しあげました1億何千万という額がそっくりいまのまま、現在の状況では確かに町の持ち出しというふうな累積になっておりますが、31年度以降返済されたものにつきましては、今度逆にここからどんどん減っていくという状況になっておりますので、その辺をご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長(土屋 実君) 市村千恵子君。

○7番(市村千恵子君) 依然として、43件ほどの滞納件数的には変わらないわけですが、滞納の状況と申しますか、どんなような状況でしょうか。返済と申しますか、なかなか、先ほども滞納の部分ではおっしゃいましたけど、償還の部分でどのような。

○議長(土屋 実君) 人権政策係長。

○人権政策係長(荻原 浩君) お答えいたします。

先ほども申しあげましたとおり、単年度の滞納繰越額につきましては、例年30万円ほどのものが、100万円を超えるところまで効果が出始めてきたところでございます。その43件の状況でございますけれども、この43件の滞納の内容を、やはり1つひとつ見てみますと、バブル期まではきちんと納められていた方が、やはりそうはいつでも不安定就労という現実がここにも出ているのかなと思っております。

れど、一番やはり深刻にその就業等の状況に響いたのが、やはり同和地区の皆さんだったかなというふうに、ここにも表れていると思います。

バブル崩壊をきっかけに、やはり滞ってきたという方がその43件という形の中で固定化されてきてしまっているところです。新たに発生しているというのは、ここ数年ございませんし、ただ、先ほどからも申し上げているとおり、苦しい中から少しずつ償還をしていただいている状況がございまして、だんだんその、激減というふうにはなかなかまいらないとは思いますが、少しずつやはり減っていくという状況にしていきたいというふうに担当としても考えております。以上です。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） 平成31年以降について、入ってきたものについては一般会計からどんどん繰り出した部分がというんですけれども、一般会計からの繰り出しも年々、今回は800万円、大体800万円くらいで推移していますよね、ここずっとね。ですから、不納欠損ということは考えていませんよね。

○議長（土屋 実君） 人権政策係長。

○人権政策係長（荻原 浩君） これまで何回か町長とも打ち合わせをする中で、委員会の方でも答弁させていただきましたが、借りたものは返していただくというふうに町長からも伺っておりますし、ちなみに、解放同盟の御代田町協議会におきましても、この件についてはやはり苦慮している部分がありまして、それは滞納を不納欠損ですか、そういったことはやはり考えておられません。借りたものは返すべきだという原則をお持ちですので、ただ、経済状況等がございまして、一遍にとか多額にというわけにはいきませんので、少しずつやはり返していただくところをちょっと長く続けていきたいなというふうに考えております。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（土屋 実君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 議案第63号 平成17年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計

歳入歳出決算の認定について - - -

○議長（土屋 実君） 議案第63号 平成17年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑のある方は挙手を願います。

柳澤嘉勝君。

（6番 柳澤嘉勝君 登壇）

○6番（柳澤嘉勝君） 6番、柳澤嘉勝です。

決算書233ページをお開きください。

国民健康保険勘定歳出の特別会計について、17年度の決算が11億2,800万円になっております。これは16年度の決算、10億5,900万円と比較しまして6,900万円の上昇であります。上昇率6.5%と、高率な上昇をしています。社会保険から国保に移動になったということで、対象者が増加したということで、この決算額の会計規模が増額した要因であるということは理解しておりますが、中身をちょっと知りたいわけですので、要するに国保の加入者が相当人員的には増えたということだと思いま

すが、受診者数が何人ぐらいで、しかも1人当たりで換算するとどの程度になっているか、今後の国保の財政を推計するという点についても、そうした分析が非常に必要だと思いますので、15、16、17年度あたりの決算額に対する対象者、受診者、1人当たりの金額がどうか、わかりましたら教えてください。

○議長（土屋 実君） 町民課長 南沢一人君。

（町民課長 南沢一人君 登壇）

○町民課長（南沢一人君） お答えします。

決算額であります。医療費の総額という形の中で、町が支出したほかに、要するに公費負担と自己負担があるわけですが、県の統計上、この部分が入っておりますので、その部分でお答えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○6番（柳澤嘉勝君） はい、結構です。条件が1つであれば結構です。

○町民課長（南沢一人君） はい。15年度の総医療費であります。16億96万1,770円。16年度、16億7,757万7,020円。17年度、17億5,792万6,920円です。

それから、対象者であります。15年度、5,614人。16年度、5,760人。17年度、5,798人。

1人当たりの医療費であります。15年度、28万5,173円。16年度、29万1,246円。17年度、30万3,195円です。

ちなみに、県下であります。15年度は110番目でした。16年度は96番目、平成17年度は81番目です。ちなみに18年度であります。予測ですが、医療費の総額、17億5,230万円を見込んでおります。それで対象者は5,900人を見込んでおります。1人当たりの医療費であります。29万7,000円を見込んでおります。これにつきましては、今年の4月から医療費の改定によりまして、診療と薬価が改定になったわけですが、これが3.16%の減ということの中を見込みまして、減というふうに見込んでおります。以上であります。

○議長（土屋 実君） 柳澤嘉勝君。

○6番（柳澤嘉勝君） いま15年度から18年までの予測を聞かせていただきまして、1人当たりの医療費がだんだん上がっているというのが心配ですね。そんなふうなことで、18年度、今年度の予測も17年度よりも少し下げているということですが、この1人当たりですよ、いま答弁いただいて、30万3,195円が29万7,000円ということですが、これはどういうところでこういう数字が出てきたか、ちょっと教えてください。

○議長（土屋 実君） 町民課長。

○町民課長（南沢一人君） 先ほどもお答えしたと思うんですが、今年の4月から診療報酬が3.16%減になっているわけです。それで医療と薬価の関係で、医療、減になっておりますので、その分を勘案して減額に、少し抑えたということになります。

○議長（土屋 実君） 柳澤嘉勝君。

○6番（柳澤嘉勝君） はい、わかりました。終わります。

○議長（土屋 実君） ほかに。

茂木祐司君。

（8番 茂木祐司君 登壇）

○8番（茂木祐司君） 8番、茂木ですけれども、この国保については、今回17年度は値上げがされましたので、その値上げの影響について、町の方ではどういうふうに見ているのかという点につ

いて、分析内容を聞きたいと思うんですね。特に不納欠損と収入未済額、これが増えているわけですが、こうしたものの主な原因はどのようなふうなのか。

それから国保の加入者の状況なんですけれども、これが所得階層ごとになっていますよね。で、所得階層ごとで加入者が増えたところ、減ったところ、だから所得の低い人の方が増えているのか、高い人の方がどうなっているのか、ちょっとそういうこと、その動向がどうなっているのかをちょっとお聞きしたいと。

それからあと、滞納者数がどのようなふうになっているのか、この点の説明をお願いしたいと思うんですね。それで滞納者数との関係では、滞納すると資格証明書や短期保険証になるわけですね。滞納出ると。従来、この問題について、何度かお聞きしているんだけれども、滞納者については悪質な部分についてはそういう資格証明書や短期保険証の発行をするんだけれども、状況を見て、やっていると、こう言っていますね。だからそれがどのような基準でこの17年度もやられたのか、滞納者が増える中でね、それから資格証明書の発行数、短期保険証の発行数がどうなっているのか、この点だけお願いします。○議長（土屋 実君） 町民課長。

○町民課長（南沢一人君） 国保加入者がどのような状況にあるかということではありますが、国保加入者については微増という形になっておりますが、17年度平均でいくと5,798人、加入率は41%となっておりますが、16、17、2年連続して値上げしたわけでありまして、更に本年度は農業所得が全然見込めなかったというような状況の中では、大変厳しい運営になっているかなというふうに思っております。

それから国保加入者の階層であります。階層、16と17をちょっと比べてみたんですが、100万円以下につきましては、昨年が1,118世帯、17年度につきましては、1,166世帯。それから200万円以下であります。16年度が583世帯、17年度が622世帯。それから400万円以下であります。16年度が457世帯、17年度は462世帯というようなことの中で、400万円以下についての方が大分増えてきたかなというふうに思っております。

それから資格証であります。資格証明の交付対象という形ではありますが、納付相談、指導に一向に応じない者、それから納付相談、指導の結果、所得資産を勘案すると十分な負担能力があると認められる者、納付相談指導において取り決めた保険税の納付方法を、誠意をもって履行しようとしないう者、それから滞納処分を行おうとすると、意図的に差し押さえ財産の名義変更を行うなど、滞納処分を免れようとする者、その他町長が必要と認める者、これが資格証明書の交付であります。

交付件数につきましては、17年度は105件であります。それと、18年度につきましても、この資格証明の委員会が終わりました。18年度は98件であります。

それから短期の交付であります。要件であります。被保険者証の更新、検認等の際、6カ月以上の滞納がある者、それから資格証明書の交付対象とならない者で、1年以上の滞納がある者のうち、内規4のいずれかに該当する者と、それから特別の事情により納期限後1年を経過しても保険税を納付できない者のうち、被保険者証の一斉更新時より前の期日において状況の確認を要する者、その他町長が必要と認める者という形であります。これにつきましては、短期被保険者証の交付であります。17年度は80件であります。18年度、本年は70件というふうになっております。以上であります。

○議長（土屋 実君） 総務課長 土屋敏一君。

（総務課長 土屋敏一君 登壇）

○総務課長（土屋敏一君） それでは不納欠損と収入未済額というところを私の方からお答えさせていただきます。

不納欠損額でありますけれども、15年度が470万円ほど、16年度が302万円ほど、17年度が488万円ほど、不納欠損をしております、毎年大体300万円から500万円弱ぐらいの不納欠損ということであります。

その理由でありますけれども、滞納処分可能な財産がない、生活保護を受給するようになったというような方等であります。人間的には、17年度39人でありました。

それから収入未済額でありますけれども、15年度が5,880万円、16年度が7,480万円、17年度が9,620万円というふうに、年々増えています。税率改正をして13.6%、23%というふうに税額を上げていますので、それに比例しまして収入未済額も増えているという状況であります。

その滞納の原因、千差万別であろうかと思えますけれども、生活費が優先になってしまう、あるいはその税を払うというその意識が非常に欠如しているという方もみえますし、どうしてもその課税が前年所得に対して課税をされるということで、現在のその収入と一致しないという方も見受けられるというふうに思っています。そういったいろいろなことが積み重なって、未納になってしまうというふうに考えています。以上です。

○議長（土屋 実君） 茂木祐司君。

○8番（茂木祐司君） 最初に一般会計のときの議論をして、格差が広がっていて、低所得者部分が増えているというのがあったけど、やはりこの国保の加入者を見ると、確かにいま400万円以下のところまで3段階でいまいたが、低い所得の人たちの方が増加しているということが非常によくわかるわけです。

それで、この資格証明書と短期保険証の発行なんだけれども、滞納者数がどうなっているかということもちょっとね、言っているでしょう。滞納者数。それで資格証明書は105人が17年度交付されているんだけれども、何人中105人ですか。その対象となるのは、この対象となるというか、その基準に、資格証明書発行の対象となる人は何人いて、そのうちいろいろ無理な人も含めて105人、前の説明ではそういうふうになるんじゃないかと思うんだけど、対象となる人数が何人で、実際に交付したのが105人、そうなると思うんですけど、そこら辺どうでしょうか。

○議長（土屋 実君） 町民課長。

○町民課長（南沢一人君） 滞納者数につきましては、総務課長の方から答えさせていただきますけれども、いまのいう資格、短期については、約200名、18年度については200名弱で、ちょっと正確な数字はあれなんですけど、200名弱が対象者としてなったということでもあります。

○議長（土屋 実君） 総務課長。

○総務課長（土屋敏一君） 17年度でありますけれど、国保の滞納世帯数ととらえているのは244世帯であります。

○議長（土屋 実君） 茂木祐司君。

○8番（茂木祐司君） 先ほどの説明だと、資格証明書は1年以上滞納した者でしたっけ。1年以上滞納した者が資格証明ということですね。1年以上滞納した人の人数ってわかりますか。

○議長（土屋 実君） 総務課長。

○総務課長（土屋敏一君） 申しわけありませんが、いま細かいデータを持っていませんので、わかりません。

○8番（茂木祐司君） では、それはまた委員会のときをお願いします。

終わります。

○議長（土屋 実君） ほかに質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 議案第64号 平成17年度御代田町老人保健医療特別会計歳入歳出

決算の認定について - - -

○議長(土屋 実君) 議案第64号 平成17年度御代田町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑のある方は挙手を願います。

柳澤嘉勝君。

(6番 柳澤嘉勝君 登壇)

○6番(柳澤嘉勝君) 議席番号6番、柳澤嘉勝です。

17年度の老人保健医療の決算額は、10億2,600万円でした。これは前年よりも1,400万円ほど減額されておりますが、これは老人健康法の改正によって、対象年齢が70歳から75歳に段階的に引き上げられた結果だろうとと思っているわけでありまして。その中で、先ほど国保でも質疑をいたしました。老人医療費の1人当たりの医療費がどのように推移しているか、これを15年から、あるいは今後の推計値で18年ぐらい、今年度も含めて、15、16、17、18年度の期間で結構でございます。決算額に対して1人当たりの老人医療費がどの程度推移してきているか。

そしてまた、長野県の市町村の中でその御代田町の老人医療費のランキングがどのくらいか、おわかりになりましたらお知らせください。

○議長(土屋 実君) 町民課長。

○町民課長(南沢一人君) はい、お答えします。

15年度の1人当たりの医療費であります。これは算出したのも先ほど言いましたように国保と同じベースで、公費負担、自己負担、ひっくるめた中でやらせていただきますが。

15年度であります。62万3,178円。16年度であります。63万6,872円。17年度であります。64万1,622円です。ちなみに、15年度は県下で27番目、16年度は29番目、17年度は43番目です。18年度につきましては、60万2,000円ほどを1人当たりの医療費として見込んでおります。以上であります。

○議長(土屋 実君) 柳澤嘉勝君。

○6番(柳澤嘉勝君) はい、わかりました。私の質疑は終わります。

○議長(土屋 実君) ほかに質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 議案第65号 平成17年度御代田町介護保険事業勘定特別会計

歳入歳出決算の認定について - - -

○議長(土屋 実君) 議案第65号 平成17年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑のある方は挙手を願います。

柳澤嘉勝君。

(6番 柳澤嘉勝君 登壇)

○6番(柳澤嘉勝君) 6番、柳澤です。

介護保険について質疑をいたします。

17年度決算額が、これ271ページです。7億9,300万円でございます。16年度の決算額が7億2,200万円ということで、7,100万円の増額です。率で4.5%アップいたしました。

介護保険が創設された平成12年度から、毎年著しい高騰が続いているわけですが、この高騰原因、主要な要因は何か。

それから、いま17年度の決算について、要介護別1人当たりの給付額というふうな内容がわかりましたら、それをお知らせください。そしてまた、御代田町のレベルが近隣市町村と比較してどのようなレベルにあるか、ここを聞きたいと思います。

○議長(土屋 実君) 町民課長。

(町民課長 南沢一人君 登壇)

○町民課長(南沢一人君) お答えします。

介護保険決算額の7億9,300万円のうち、給付費が7億6,900万円と、約96%を占めております。決算額の伸びはイコール給付費の伸びと言えます。給付費全体での伸びは、対前年比9.29%の伸びです。給付費の伸びる理由は、介護保険制度ができてから約6年が経過したことにより、住民の中に制度として定着してきており、サービスの利用者が多くなってきたことが考えられると。中でも、在宅におけるサービス費が著しく伸びており、特に通所にかかるサービス費が、対前年比38%と大きく伸びております。あわせて認定者数も対前年比29名、7%の増となっております。

16年度と17年度の関係性を比べるわけでありますが、在宅の関係で約5,000万円から伸びております。

それから介護度、近隣の市町村との関係であります。これは17年度が出ていないものですから、16年度の資料という形で報告させていただきます。

御代田町につきましては、居宅と施設サービス、両方合わせた合計であります。1人当たり15万7,407円。県下で13番目です。ちなみに近隣であります。小諸市が14万719円。64番目です。佐久市が14万5,370円。50番目です。それから軽井沢町ですが、14万4,536円。54番目です。立科町であります。15万2,830円。県下で25番目という状況であります。以上であります。

○議長(土屋 実君) 柳澤嘉勝君。

○6番(柳澤嘉勝君) いま答弁いただきましたが、13番目ということで、非常にこの介護保険料が、この近隣市町村と比較して非常に高くなっているというふうなことなんで、これからいま担当課長の答弁がございましたけれど、できるだけ、これはもう国保、老人健康保険、介護、3つの保健医療含めて、減らす努力をしていきたいと思っているわけですが、この議会で健康づくりの計画、『健康グレードアップ21』のこのダイジェスト版が手元に届きました。私は前から、これは是非町民の皆さんに『グレードアップ21』の展開を広く広報を通じて、いろいろな、実際に1人ひとりが健康に注意して医療費を削減する努力をしていただきたいというふうなことで要望してきたことですが、待ちに待ったダイジェスト版が配布されて、とてもうれしく思っているわけですが、これただこう配布しっぱなしということでは、ごみに捨てられてしまうことも多いわけです。これは是非読んでいただいて、理解を深めていただいて、しかも実践していただきたいと思うわけです。そういうふうな形で、是非強力に広報活動を進めていただきたいわけですが、具体的にどんな方法を考えているか、聞かせてください。

○議長(土屋 実君) 町民課長。

○町民課長(南沢一人君) 具体的にはこの関係につきましては、17地区へ保健婦等が出向きまして、講演、それから体を動かしたり、そういう指導をしてこれをもとにやっていきたいというふうに考えておりますが。

○議長(土屋実君) 柳澤嘉勝君。

○6番(柳澤嘉勝君) 各区に区長さんなんかおりますので、区長さんを長とした区の役員会なんかがありますので、そういうところにも協力要請をして、広く町民の皆さんに理解して、大事にそれをとっておいて、時折こう眺めていただいて、実践して、有効にあのダイジェスト版を利用していただくように努力をしていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長(土屋実君) ほかに質疑のある方、挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 3時02分)

(休憩)

(午後 3時15分)

○議長(土屋実君) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

- - - 議案第66号 平成17年度御代田町簡易水道事業特別会計

歳入歳出決算の認定について - - -

○議長(土屋実君) 議案第66号 平成17年度御代田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 議案第67号 平成17年度小沼地区簡易水道事業特別会計

歳入歳出決算の認定について - - -

○議長(土屋実君) 議案第67号 平成17年度小沼地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 議案第68号 平成17年度御代田町公共下水道事業特別会計

歳入歳出決算の認定について - - -

○議長(土屋実君) 議案第68号 平成17年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 議案第69号 平成17年度御代田町農業集落排水事業特別会計  
歳入歳出決算の認定について - - -

○議長（土屋 実君） 議案第69号 平成17年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 議案第70号 平成17年度御代田町個別排水処理施設整備事業  
特別会計歳入歳出決算の認定について - - -

○議長（土屋 実君） 議案第70号 平成17年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 議案第71号 平成18年度御代田町一般会計補正予算案について - - -

○議長（土屋 実君） 議案第71号 平成18年度御代田町一般会計補正予算案について、質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 議案第72号 平成18年度御代田財産区特別会計補正予算案について - - -

○議長（土屋 実君） 議案第72号 平成18年度御代田財産区特別会計補正予算案について、質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 議案第73号 平成18年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案について - - -

○議長（土屋 実君） 議案第73号 平成18年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案について、質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 議案第74号 平成18年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計

補正予算案について - - -

○議長（土屋 実君） 議案第74号 平成18年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について、質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 議案第75号 平成18年度御代田町介護保険事業勘定特別会計

補正予算案について - - -

○議長（土屋 実君） 議案第75号 平成18年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について、質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 議案第76号 平成18年度御代田町簡易水道事業特別会計

補正予算案について - - -

○議長（土屋 実君） 議案第76号 平成18年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案について、質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 議案第77号 平成18年度小沼地区簡易水道事業特別会計

補正予算案について - - -

○議長（土屋 実君） 議案第77号 平成18年度小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について、質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 議案第78号 平成18年度御代田町公共下水道事業特別会計

補正予算案について - - -

○議長（土屋 実君） 議案第78号 平成18年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について、質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、すべての議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっています、議案第55号から議案第78号までについては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

- - - 陳情第12号 WTO農業交渉対策に関する陳情について - - -

- - - 陳情第13号 「集配局の廃止再編計画に反対する意見書」採択に

関する陳情について - - -

○議長(土屋 実君) 陳情第12号 WTO農業交渉対策に関する陳情について、陳情第13号 「集配局の廃止再編計画に反対する意見書」採択に関する陳情については、お手元に配付してあります陳情付託表のとおり、会議規則第92条の規定により、所管の常任委員会に付託いたしますので、審査願います。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時22分